

第 3 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成23年10月14日

(平成22年度決算)

(企画振興部・企業局・病院局)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成23年10月14日(金曜日)

午前 9 時59分開議  
 午前10時58分休憩  
 午後 0 時59分開議  
 午後 2 時 3 分休憩  
 午後 2 時12分開議  
 午後 2 時49分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第48号 平成22年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成22年度熊本県病院事業会計決算の認定について
- 議案第66号 平成22年度熊本県電気事業会計決算の認定について
- 議案第67号 平成22年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第68号 平成22年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について

出席委員(11人)

委員長 藤 川 隆 夫  
 副委員長 守 田 憲 史  
 委員 村 上 寅 美  
 委員 早 川 英 明  
 委員 岩 下 栄 一  
 委員 城 下 広 作  
 委員 鎌 田 聡  
 委員 田 代 国 広  
 委員 松 岡 徹  
 委員 湊 上 陽 一  
 委員 高 木 健 次

欠席委員(2人)

委員 松 田 三 郎  
 委員 池 田 和 貴

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部 長 坂 本 基  
 総括審議員兼政策審議監 河 野 靖  
 総括審議員兼  
 交通政策・情報局長 小 林 豊  
 地域・文化振興局長 宮 尾 尚  
 企画課長 坂 本 浩  
 地域振興課長 佐 藤 伸 之  
 政策監兼  
 新幹線元年戦略推進室長 本 坂 道  
 文化企画課長 富 永 正 純  
 政策監兼  
 文化・世界遺産推進室長 吉 永 明 彦  
 川辺川ダム総合対策課長 津 森 洋 介  
 交通対策課長 中 川 誠  
 情報企画課長 古 谷 秀 晴  
 統計調査課長 佐 伯 康 範

企業局

局 長 川 口 弘 幸  
 次長兼総務経営課長 古 里 政 信  
 工務課長 福 原 俊 明  
 発電総合管理所長 武 田 裕 之

病院局

病院事業管理者 横 田 堅  
 総院長 岩 谷 典 学  
 首席審議員兼院長 濱 元 純 一  
 総務経営課長 田 原 牧 人

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 中 山 寛  
 首席審議員兼会計課長 田 上 勲

監査委員事務局職員出席者

局 長 本 田 恵 則

首席審議員兼監査監 山 中 和 彦  
監査監 藤 本 耕 二

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦  
議事課課長補佐 上 野 弘 成  
議事課課長補佐 津 川 尚 美

午前9時59分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、ただいまから第3回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、初めに企画振興部の審査を行い、その後、午後1時から企業局、病院局の審査を行うこととしております。

それでは、これより企画振興部の審査を行います。

まず、企画振興部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、坂本企画振興部長。

○坂本企画振興部長 おはようございます。

平成22年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、当部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

指摘事項は「電子申請は年間1億6,000万円の運用経費がかかっているが、現在のアクセス件数では費用対効果が十分とれていない。電子申請は、行政コストの削減と県民の利便性向上が目的であることから、引き続き普及促進を図ること。」でございます。

電子申請につきましては、県と県下全市町村で構成する電子自治体共同運営協議会におきまして、利用目標数を掲げ、利活用セミナーや操作研修説明会を開催するなど、利用促進に努めておりました。隔年実施の申請手続の実施年であったこともございましたが、前年度比約83%増の5万2,699件となっております。

ます。

また、当協議会におきまして、システムの更新に合わせて費用対効果の改善策を協議し、自前のシステムから民間のシステムを利用する方式とすることにより、運用経費を年間665万3,000円へと大幅に削減いたしました。

今後とも、さらなる費用対効果の改善に向けて、庁内関係課や市町村と連携し、県民への周知、広報に努め、利用促進を図ってまいります。

引き続きまして、平成22年度決算について御説明申し上げます。

配付しておりますお手元の決算特別委員会説明資料1ページの平成22年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

歳入につきましては、収入済み額30億5,700万円余となっており、不納欠損額、収入未済額はございません。

また、歳出につきましては、支出済み額が65億4,000万円余、翌年度繰越額が9,200万円余、不用額が6億3,000万円余となっております。

不用額の主なものは、補助事業の事業費確定に伴う執行残、経費削減等による執行残でございます。

詳細につきましては各課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○坂本企画課長 企画課でございます。

決算状況の説明に先立ち、本年度の監査委員による定期監査の結果につきまして御報告いたします。

企画振興部の各課ともに公表事項はございません。

それでは、決算状況につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料により御説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入のいずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

主な収入ですが、使用料及び手数料につきましては、銀座熊本館内にある社団法人熊本県物産振興協会の年間使用料等でございます。

財産収入につきましては、東京事務所職員の借り上げ宿舍本人負担分等でございます。

次に、歳出について御説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。

予算現額6億1,057万円余に対し、支出済み額5億7,826万円余となっております。不用額は3,231万円余でございます。

総務管理費は、東京事務所分の歳出になります。

一般管理費につきましては、時間外勤務手当等でございます。不用額はございません。

次の諸費につきましては、東京事務所職員給与、管理運営費及びくまもとの夢首都圏戦略事業費でございます。不用額は執行残でございます。

続きまして、企画費ですが、企画課分の歳出になります。

企画総務費につきましては、企画課職員の給与費及び各種の手当でございます。不用額は執行残でございます。

次の計画調査費ですが、これは、備考欄にあります「くまもとの夢」政策推進事業、広域開発行政促進事業等に係る経費でございます。

なお、不用額の主なものにつきましては「くまもとの夢」政策推進事業の執行残でございます。

この事業には、調査研究委託を行う政策企画事業とくまもと未来会議の開催経費が含まれております。政策企画事業につきましては、年度途中で発生した課題等に迅速に対応するための待ち受け的な予算でございます。調査研究が必要な事案が当初見込みよりも少

なかったこと、また、くまもと未来会議につきましては、当初3回の開催を予定しておりましたが、東日本大震災の発生に伴い、3月18日開催分を中止し、2回の開催となったこと等で執行残が生じたものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。

組織改正によりまして、本年度から新幹線元年戦略推進室が地域振興課の課内室となりましたので、同室の決算状況につきましても、一括して私の方から御説明いたします。

初めに、地域振興課の決算状況について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、資料の4ページをお願いいたします。

手数料でございますが、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者登録手数料、これは、新規2件、更新11件、登録証明12件でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

次に、国庫補助金でございますが、離島体験滞在交流促進事業費補助につきましては、天草市が行いました御所浦島開発総合センターのバリアフリー化に対する国庫補助金でございます。

また、特定地域振興対策事業費補助につきましては、水俣・芦北地域の環境学習事業等を実施いたします水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトに対する国庫補助金でございます。ともに不納欠損、収入未済額はございません。

次に、財産収入でございますが、熊本市の排水管理設等に係る万日山県有地の貸付料でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

次に、諸収入でございます。

貸付金元利収入5億9,076万円余につきましては、平成11年度から平成17年度に貸し付

けました地域総合整備資金貸付金、ふるさと融資でございますが、この回収金でございます。

また、雑入は、財団法人空港環境整備協会からの熊本空港の環境整備に係る交付金等でございます。ともに不納欠損、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。資料の5ページをお願いいたします。

一般管理費につきましては、時間外勤務手当、特別配当分でございます。不用額はございません。

次に、企画総務費でございますが、地域振興課職員23名分の職員給与費でございます。不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、これは、備考欄に記載しておりますふるさとづくり推進事業貸付金や地域振興総合補助金、土地利用対策事業などの執行経費でございます。

不用額1,605万円余につきましては、各事業の執行に際しての入札の執行残あるいは経費節減によるものでございます。

引き続き、新幹線元年戦略推進室の決算状況について御説明いたします。資料の6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一般管理費につきましては、時間外勤務手当、特別配当分でございます。不用額はございません。

次に、企画総務費でございますが、新幹線元年戦略推進室9名分の職員給与費でございます。不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、備考欄に記載しております新幹線くまもと創り推進事業、新幹線元年戦略推進事業などの執行経費でございます。

不用額1,809万円余につきましては、3月1日に発生いたしました東日本大震災の影響によりますイベントの中止に伴うものあるいは

各事業の執行に伴う入札の執行残、また経費節減によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。次の7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

まず、使用料及び手数料でございますけれども、これは県立劇場の施設使用料、駐車場使用料等でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との差340万円余につきましては、工事に伴う休館、口蹄疫や東日本大震災による公演中止により、使用料収入が当初見込みより下回ったことによるものでございます。

次の国庫支出金でございますが、国からの緊急経済対策事業として実施しました県立劇場の改修事業等に対する交付金収入でございます。

予算現額との差7,700万円余につきましては、平成22年度2月補正に計上いたしました事業を全額繰り越したため、翌年度収入となったものでございます。

次の諸収入でございますが、これは県芸術文化祭オープニングステージ実施に対します財団法人地域創造からの助成金等でございます。

次の8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

企画総務費は、職員15人の職員給与費で、不用額は時間外手当等の執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、備考欄に記載しております熊本県芸術文化祭推進事業等の執行経費でございます。

不用額の970万円余は、入札や事務経費の節減などに係ります執行残でございます。

なお、繰越額の9,290万円余につきましては

は、もう一つの附属資料の1ページの方をお願いいたします。

平成22年度繰越事業調べでございますけれども、2月補正で計上いたしました国からの緊急経済対策に伴います県立劇場の改修工事等につきまして、年度内に工期の確保ができませんで、繰り越しをしたものでございます。

なお、県立劇場の施設整備では、現在の進捗状況がゼロとなっておりますけれども、県立劇場では、空調工事を来年7月から3月にかけて休館して行う予定にしております、この工事も、利用者が利用できない日となるべくふやさないとということで、その休館時期に合わせて行うことにしているためでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。資料の9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、財産収入、繰入金及び諸収入のいずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入でございますが、繰入金に6,331万円余があります。これは、五木村振興基金から五木村振興に係る事業であります五木村振興交付金交付事業の財源に充てるために、基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。資料の10ページをお願いいたします。

予算現額の3億6,518万円余に対し、支出済み額3億4,625万円余となっております。なお、不用額は1,893万円余でございます。

企画総務費は、職員給与費及び各種の手当に係る経費であり、不用につきましては執行残でございます。

続きまして、計画調査費でございますが、

これは備考欄の事業の概要に記載した事業などに関する経費でございます。主な事業を申し上げますと、川辺川ダム総合対策事業、五木村振興交付金交付事業などに係る経費でございます。

なお、不用額は、五木村振興交付金交付事業におけます有害鳥獣被害対策事業の国などの補助金の増加、また委託事業の入札残などに伴います五木村振興交付金の執行残などでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。資料の11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

交通政策課につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容を説明いたします。

まず、使用料につきましては、阿蘇くまもと空港内格納庫の使用料でございます。

次に、財産収入でございます。これは阿蘇くまもと空港周辺県有地の貸付料及び熊本空港ビルディング等からの配当金収入でございます。

次に、諸収入でございます。これは空港関連整備事業に対する助成金でございます。

12ページをお願いいたします。

まず、一般管理費につきましては、時間外勤務手当でございます。不用額はございません。

次に、企画総務費ですが、当課18人の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、備考欄の事業の概要のとおり、新幹線建設促進、地方公共交通対策、阿蘇くまもと空港国際線振興対策等の執行経費でございます。

不用額の650万円余につきましては、入札や経費節減等に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。

情報企画課の決算状況について御説明いたします。説明資料の13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

歳入の主なものについて御説明いたします。

4段目の電気通信格差是正事業費補助は、情報通信格差是正のため、11市町村が国の経済危機対策を活用しまして実施しました携帯電話基地局の整備事業に対する国庫補助でございます。予算額との差は、実績に基づいて確定額が予算額を下回ったものでございます。

次に、表の一番下の共同システム運営受託収入でございますが、県と市町村が共同で開発、運用し、よろず申請本舗として周知を図っております電子申請システム及び汎用型地理情報システム、いわゆるGISシステムですけれども、これに係る経費の市町村負担金でございます。

次に、14ページの方をお願いいたします。

下から3段目の雑入でございますけれども、これは企業局並びに病院局の庁内情報システム利用に係る負担金及び庁内イントラネット掲示等への企業広告収入でございます。

次に、15ページの歳出について御説明いたします。

表の中ほど、人事管理費で2,000万円余の不用額が生じておりますけれども、これは経費節減及び入札の執行残でございます。

次に、表の一番下の計画調査費で4億8,000万円余の不用額が生じておりますが、内訳は、電気通信格差是正事業に係ります市町村補助金につきまして、実績に基づき確定額が予算額を下回ったことにより減額になったものが約4億7,000万円で、そのほかは経費節

減及び入札執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐伯統計調査課長 統計調査課の佐伯でございます。よろしくお願いいたします。

資料の16ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、資料の16ページ前段の国庫支出金は、統計調査に係る国の委託金でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、18ページをお願いいたします。

中段ほどの諸収入は、県の預金利子、年度後返納でございます。年度後返納については、職員の扶養手当、期末手当等の返納及び平成21年度市町村交付金の精算に伴う返納分でございます。いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出でございます。19ページをお願いいたします。

統計調査費でございますが、統計調査総務費は職員35名の給与費等でございます。

なお、不用額653万7,000円は、人件費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

委託統計費は、国からの委託統計調査の執行経費でございます。

不用額1,733万円は、国勢調査等市町村交付金の精算に伴う返還及び入札や経費節減等に伴う執行残でございます。

単県統計費は、県民経済所得推計調査等の県単独の調査及び統計年鑑等の刊行物の作成に要した経費でございます。

不用額82万5,000円は、経費節減に伴う執行残でございます。

以上が統計調査課分の決算でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 以上で企画振興部の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思

ますが、質問される先生方も、質問の内容については簡潔に、明瞭に質問していただきたいと思えますし、また、執行部におかれましても、明確な答弁を簡潔にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、質疑に入ります。質疑はだれかありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、何か部長の説明の中で、電子申請の運用経費が1億6,000万円かかっていたのが、自前のシステムから民間システムを利用する方式によって665万円ですか、になったということで、大幅ですよ。削減できましたとありますが、どういったやり方でこれだけ下がったのかというのを教えていただきたいと思えますけれども。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。

この電子申請につきましては、平成17年の3月から運用を開始いたしておりまして、5年間の契約期間で、これは平成16年度から平成20年度までですけれども、システムの開発、それから運用、こういったものを行ってまいりまして、平成21年度、この5年間で切れた後、21年度からは、機器の耐用年数等を勘案しまして、コストを下げまして2年間の延長を行ってきたという状況でございます。

これまでは、システムを自己構築ということでみずから開発をして、その開発経費、それからハードウェアもリースということで、自前で持つということでサーバーの保守、管理、そういったものを行ってまいったわけですけれども、ことしの4月25日からASP方式ということで、これはアプリケーション・サービス・プロバイダーと訳しますけれども、民間が独自にシステムを開発いたしておりまして、その開発した市販のパッケージされたソフトということになりますけれども、それを利用するというように切りかえたとい

うことになります。

また、あわせて民間が所有していますサーバー、これも、私たちのサーバーではなくて、民間のサーバーを専用回線を通じて利用するというので、そういった運用経費等も削減ができたという状況でございます。

また、この市販のパッケージですけれども、これを県内部で独自に加工する、いわゆるカスタマイズと申しますが、そういったことを行いますとまたコストがかかりますので、そういったことを一切行わないで、パッケージをそのまま使うこととしたということで、大幅に運営経費を削減することができたというように考えております。

それから、現在、その電子申請システムというのは、NEC製のものなんですけれども、こうした市販パッケージソフトが、大体平成21年、22年ごろに全国の多くの都道府県が取り入れたということもございますので、そういう意味では、いわゆる割り勘効果というものもあったのではないかと申すように考えているところでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 状況はわかりましたけれども、これだけの運用経費が圧縮、削減できたわけでありまして、当初の開発のところからこういったやり方はできなかったのかどうか、それと、2年間延長してまでずっとやってこられた部分の、自前でやられた部分の経費だとか、ハードウェアだとか、そういったものはむだになっているんじゃないかなとちょっと思うんですけれども、どうなんですかね。

○古谷情報企画課長 まず、これまでの開発で——実際に運用開始したのが平成17年の3月ということで、契約期間というのは平成16年からということになっております。この平成16年当時というのは、まだこういったAS



P方式、いわゆる民間が市販パッケージ、パッケージソフトとして開発していなかったという状況もございまして、本県の場合は開発を行ったということでございます。現実に、平成16年から20年、その5年間で開発、それから運用を行ってきたというような状況でございます。

それから、2年間の更新をしましてリースをしたわけですが、それにつきましては、平成20年度までの契約で、21年度からの更新を検討するに当たって、その20年度の段階ではまだASP方式を採用しているのが都道府県では7県程度ということでございまして、その稼働状況等も確認しながらということで、その更新期間中に検討を行って、導入している都道府県の状況等を調査しながら、その導入について今年度から行ったというような状況でございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 わかりましたけれども、ただ、2年間延長する前に7県ぐらいが導入していたということでありますので、これだけ運用経費が圧縮されるやり方ですから、それはやっぱり即座に、その7県がやっていたという前に、少しその辺の研究もされた上でやるべきじゃなかったかなというふうに思いますので、ぜひ今後、いろんな情報等も収集しながら、新しい、また格安で安全な方式ができてくれば、そちらにやっぱり対応していくと、そちらに乗りかえていくというような取り組みも必要かと思っておりますので、ぜひいろんなところに目配りをしながら、コスト削減での運用ということに向けて努力をしていただきたいと思っております。

○城下広作委員 関連で、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

よく電子申請で、今、PCでアクセスはできて、書類をとることはできる、申請をする

と、結果的にはやっぱり持っていかなきゃいけない、電子申請で返してもらうというものはなかなかないと。では、電子申請でメリットというのは、最初の書類だけがただとれるだけで、実際にやりとりはやっぱり出向いていくという形というのはなかなか——この電子申請のメリットというのは、結果的にあんまりないというようなのをよくいろんな企業の方からも聞くんですよ。

実際に電子申請で申請して、要するに電子で介して済むというような申請なんかはあるのでしょうか。大体どのぐらいの割合なのか。もっとそういうのをふやすというようなことはできないのか、考えていかれようとしているのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○古谷情報企画課長 実際に、住民票の写しですとか、戸籍の付票の写しですとか、そういった交付申請になりますと、委員おっしゃるように、実際に申請をして、またその交付を受けるという状況がございまして、例えば薬事法の関係で、薬局の新規開設許可とかあるいは変更手続、そういったものを届けるということについては、この申請を行うということになります。

割合については、済みません、ちょっと私、正確には把握しておりませんが、今私どもで取り組んでいるのが、いわゆるイベント関係になりますけれども、セミナーですとか、それから研修会ですとか、そういったものに対する申し込みについて、このよろず申請本舗を使っていただくということを昨年度から力を入れておりまして、そのケースが今急激に伸びております。

そういったことについては、簡易の申請ということで、このよろず申請本舗については、IDを取得して、そして申請することになりますけれども、そういったイベント系の申請については、そういったID取得も不要

ですし、簡易の申請ができるというようなことで、そういった取り組みを今やっているところでございます。

○城下広作委員 なるべく電子申請のメリットは、最終的にやっぱりデメリットのことを避ける、いわゆる電子媒体でやりとりができ、申請がスムーズにいく、これが最大のメリットですから、この辺のことをたくさんある程度やっぱり目標を持って進めていく、そうすると電子申請も利用度が高まる、これが究極の目的じゃないかと思うので、これを心がけて頑張っていたいただきたいと要望しておきたいと思います。

○藤川隆夫委員長 それじゃ、この件について私からも1点。

民間サーバーは今利用されているということですが、もともとあった、県庁内にサーバーがたしかあったと思うんですけども、それは今どういうぐあいになっているかということと、費用対効果について、確かに件数はふえておりますけれども、何件程度アクセスがあれば費用対効果として十分な状況になるのか、お願いします。

○古谷情報企画課長 サーバーにつきましては、リースで置かれておりましたので、そのリース期間が切れたということになります。

それから、件数、費用対効果になりますけれども、これはもう何件でペイするということではございませんけれども、現在、平成22年度においては5万2,699件という数字が出ておまして、さらに、今年度に入りましてシステムを入れかえたということもございまして、少し厳しい状況はあるかなと思いますが、4月から9月までは2万8,695件ということで、少し先ほども申しあげました研修ですとか、それからセミナーですとか、そういったことの利用というものを今強く働きか

けた結果としては、昨年度並みのというような——その2万8,000というのは、昨年度は入札参加資格申請が1万4,912件ございましたけれども、これは隔年度実施ということになりますので、今年度がございませんで、それを差し引きますと、昨年度ベースで行きますと、年間で3万7,787件という数字を見ますと、まあ比較的昨年並みで今推移しているかなというふうには考えております。

○藤川隆夫委員長 実は、監査委員のときに、このよろず申請のやつを見させていただいて、何百件の段階でとんでもない状況だったわけですね。それで、その時点でも指摘させてもらっておりますけれども、やはりこの事業をやっていく上においては、やはり県民のサービスが非常によくならなきゃいけないわけですよ。城下委員もおっしゃられたように、今の状況で本当にいいのかという不安をやっぱりみんな抱えていると思います。

そういう意味においては、県民にきちっと周知をして、これを県民が使えるようにしてもらわないと、多くの県民は、恐らくこういうことがあることすらまだ知らないと思うんです。そういうことを含めてやっていってもらわないと、何のためにこの事業をやっていくかという話になりますので、ぜひその付近の検証を含めて、広報活動も含めてやっていただきたいと思います。と思っています。

この件を含めて、ほかに何かありませんか。

○松岡徹委員 10ページと12ページの関係で質問しますけれども、まず最初に、10ページの五木村の計画調査費の関係で問題意識を持っているのですが、どんなことをやってというか、どういう意図で、どんなことがこれになされたのかなというのを、ちょっと伺いたいと思います。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

今御質問のございました計画調査費についてでございます。

ここでは、事業の概要を4つほど挙げさせていただいております。一番最初の川辺川ダム水没地域対策事業というものにつきましては、これは水源地域整備計画というのをつくっております。これは国の法律に基づく計画でございますが、これの進行管理等をやっているものでございます。

その次の川辺川ダム総合対策事業とその次の五木村振興交付金交付事業でございますけれども、まず川辺川ダム総合対策事業につきましては、県と国とでつくっているふるさと五木村づくり計画というのがございます。これに基づく計画を推進するために係る経費でございます。その次の五木村振興交付金交付事業につきましては、ふるさと五木村づくり計画、今申し上げた計画を、実際に事業を推進するための経費になります。

一番下の五木村振興基金積立金というのは、これのもとになる基金でございます。

主となりますのが、その3つ目の五木村振興交付金交付事業になりますが、県と村との間で3つの大きな目標を掲げております。最終的な目標につきましては、誇れる五木村をつくるということでございますが、大きく3つ柱がございまして、1つは働く場づくり、もう一つが暮らしづくり、最後の1つがひとづくりでございます。

働く場づくりにつきましては、例えば観光だとか交流、こういうものを推進する事業というのを設けております。暮らしづくりにつきましては、例えば安心して住み続けるための環境整備、例えばブロードバンドだったり、あとは高齢者が安心して住み続けられる環境整備ということで、例えば介護予防の教室を開催したり、こういったものに取り組んでおります。人づくりでございますが、まず

五木村の方々と一緒になって、いろんなこういう取り組みを、取り組むための担い手の育成、こういったことを実施しております。この3つを大きな柱として、誇れる五木村づくりに取り組んでいくということでございます。

以上です。

○松岡徹委員 関連して、要望的な意見もちょっと述べさせていただきます。

僕は、この水没地域対策事業では、まさにあそこの水没地ですね、代替地の下の。あそこを何とかせないかぬと。僕は、ちょこちょこ五木村には行くんだけど、やっぱりあそこは非常に何とも言えない空間になっているわけですね。ところが、あそこは生かしようによっては一番いい場所なんですよ、もともとは村の中心だったから。そういう点はどうなのかなというのをまず伺いたいと。

それから、非水没地域の問題ね。

先日、夏休みに2日ぐらい五木村をうろろしたんだけど、宮園に行ったんですよ。あそこは、僕は、ダム計画の前の大水害のときに、1週間あそこの宮園小学校に泊り込んで、学生時代、支援活動をしたことがあったものだから行ったんだけど、あの小学校が廃校になってね。何で廃校になったかという、やっぱりダムによって、水没地だけではなく、非水没地域もやっぱり本当に衰退しているという、だから、その非水没地対策をどうするかという問題がかなり大きいと思うんですね、振興策の柱として。

もう一つは、観光で大滝のツーリングをやったんですよ。それから、宮園からちょっと行くと、熊ヶ嶽猪之介というのかな、江戸時代に五木村出身のお相撲さんがいたらしいんですね。黒木地区ですか、そこの墓に行ったんですけど、今までにない五木村体験をして、また行こうかと思ったような気になったんだけど。そういう意味での体験型観

光といいますか、も含めて、村の振興という点でもう少し、せっかくお金を使うわけですから、いかがかなというのをちょっと伺いたいと思います。

○藤川隆夫委員長 最初の水没地域の対策、観光を含めて、津森川辺川ダム総合対策課長。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

今、水没地、そしてまた非水没地の五木の振興について御質問をいただきました。

まず、前提となります——今回、決算ということで、昨年度までのソフトの対策を主に申し上げておりますが、引き続きこのソフト対策をやるとともに、せんだって、県議会のお力添えもございまして、6月26日に、国、県、村3者で五木の振興をしっかりと事業を展開していくということで合意をさせていただいております。この中でも、今御質問のございました水没予定地というところの利活用について、当面の議論をさせていただいているところでございます。

ほかの振興もそうですが、ここの五木の村、まず考えてみますと、1つは、美しい自然、川辺川もそうですし、森林もそうですし、非常に美しい自然が残っています。これを最大限活用したような形での利活用はできないか、これを今一緒に国、県、村でアイデア出しをしているところでございます。これも、来年度の予算要求に向けて、今準備しているところでございます。こういうのは一つの自然。

そしてまた、非水没予定地もそうですけれども、五木の子守唄を初めとしたいろんな文化が残っています。これは、特に今委員御質問ございました宮園地域に非常に強く、色濃く残っております。

旧北小学校、ことし3月に廃校になりました

たけれども、あそこを一つの地域の核として取り組めないかということを展開させていただきまして、こちらのふるさと五木村づくり計画に基づきまして、1階のところ、これは小規模多機能型の福祉施設ということで活用させていただくんですが、3階建てになります。2階、3階の部分について、どういう地域づくりの拠点になるのかというのを鋭意議論しているところでございます。

夏休み、これは一つの利活用の例でございますけれども、小学校ということで、くまモンにも来ていただきまして、五木の自然を体感していくために、小学校の方々と親御さんを一緒にお呼びして、あそこで五木村の方々と一緒にキャンプファイヤーをやってみたり、つかみ取りをやってみたり、そういう五木の自然を感じながら、また、そこの方と五木村の方々が交流できるような形での取り組みを進めさせていただいております。

こういう形で、一つのその宮園というところは、昔ながらの文化が残っているということもございまして、このよさというのをしっかり引き出していきたいというふうに考えています。

最後に、少々長くなりましたが、先ほど申し上げたように、五木の子守唄というのは、やはり大きな一つの財産だと思っております。いろんなところ、日本全国、初めて会う方にも、五木といえば子守唄という形で言わせていただいております。今度の11月5日にも、全国の子守唄のサミットというのを五木村で開催するところでございます。このような文化を活用しながら、交流等も深めていきたいというふうに考えております。

○松岡徹委員 大体わかりました。

人吉に泊まったんですね。そして、そこのおかみさんが、人吉は知らぬでも、やっぱり五木村のことはもう全国の人が知っとんのはるて。だから、やっぱり五木の振興をどう

打ち出すかによって、地域全体、また熊本の振興にもつながるのかなと思いますので。

次のあれで、12ページの計画調査費の熊本市圏交通問題対策事業ということですね。これはどんな中身なんでしょうか。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

都市圏交通問題対策事業の中身につきましては、まず公共交通機関の利用促進ということで、マイカーからのシフトということで、21年度におきましてもキャンペーンをやっておりまして、これは都市圏内の公共交通事業者と一緒にやっておりまして、それに対する負担金、それから、今年度もやっておりますが、大津駅から空港までのシャトルバスの実験の業務委託費、主なものは以上でございます。

○松岡徹委員 それはそれで大事なことだと思いますけれども、熊本の都市圏というかな、この交通問題で、今一番市民的に見て深刻というか、関心が高いのは、4月から区制になりますね。区役所になりますね。そうすると、例えば……

○藤川隆夫委員長 松岡委員、この話は、この22年度予算と少しかけ離れていると思いますけれども。

○松岡徹委員 それで、ちょっともう少し……

○藤川隆夫委員長 だから、来年度予算に絡むことは……

○松岡徹委員 いやいや、だからね、何回も、この前も言ったように、来年度予算に、行政に反映するような議論をしているわけ。

○藤川隆夫委員長 反映はさせるんですけれども、基本的には22年度予算に関連して質問していただきたいと思います。

○松岡徹委員 だから、その総括、点検を通じて来年度予算に反映するような視点での議論をしているわけですから、もうしばらく時間をください。

それでね、これはこれなんだけれども、やっぱり私は——だから、予算の執行状況をチェックするのが決算委員会だからね。収支的にどうかというだけじゃなくて、その中身ですね。ちょっとかみ合っていない面を感じるんですよ。

今のあれでいくと、やっぱり楠の人が植木まで行かなくなるとか、花園の人が西区役所まで行かなくなるとかね。通うには往復2時間かかったり、1,000円や1,500円かかったりするような問題が、今市民の中に渦巻いているわけ。

そういうのは、県と市で一体になって、やっぱり調査をして、どうしたらいいのかということ、本来、この年度にかなり充実した調査をすべきじゃなかったかなというように思いますので、その点だけはちょっと申し上げておきたいと思います。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

今委員御指摘のありました都市圏内のバス交通網につきましては、随分以前から県の方がリードをしまして、まずは熊本市の交通局のバスと民間のバスの競合路線の解消をということから始めまして、それから、今度は共同で民間のバスを運行して、効率的な、コストを少なくして生活の足を守るということを取り組んでおりまして、その後、今度は熊本市の方がバスの交通のあり方検討会というのを、これは私ども、それから国、交通事業者、市民からの参加もありまして、かなり大がかりに時間をかけて検討しまして、都市圏

内のバス網をどうすればいいかということで、一たん取りまとめがなされております。

それに向かって、今年度、その実現に向けて、今度は熊本市の方がプロジェクトチームをつくりまして、バス事業者と一緒に構想を具体化するための実践の作業、これは実際走っているバスを再編する話なものですから、かなりエネルギーが要る話でございますが、それをスタートしているところでございまして、私どもも、その親の会であるあり方検討会の方には県としても出席させていただいて、しっかり発言させていただいているところでございます。

以上でございます。

○松岡徹委員 恐らく、今のままでいけば、4月、区役所体制になったら、パニック状態になるんじゃないかと思っているんですよ。ですから、本当にこのままじゃいかぬなという思いがありますので、県がやっぱり一体になって、もう少し市民の立場での利便性を確保するための足の確保といいますかね、要望しておきたいと思います。

○藤川隆夫委員長 わかりました。

ほかにないですか。

○岩下栄一委員 文化企画課、県立劇場ですけれども、去年は、休館あるいは工事のための休館で、使用料が収入減であったということですけれども、何日ぐらい稼働したんですかね。それから、財団の職員というのがいらっしゃるわけけれども、これは何名ぐらい今いるのかと。それから、県立劇場の自主文化事業というのがあるけれども、去年はどういう成果があったかということ。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。

開館日の日数につきましては、ちょっと手

元に資料がございませんので、少し調べさせていただきますと思います。

職員につきましては、契約職員とか臨時職員まで含めて合わせて29名程度でございまして、正職員が14名という形になっております。

それぞれ指定管理者のデメリットもございまして、運営になかなか苦労しているところでございますけれども、なるべくそういった契約職員あたりにシフトしながら、工夫しながら取り組みをしているところでございます。

それから、自主文化事業につきましては、大きく分けまして県民の方々いろいろな芸術性の高いものを鑑賞させる鑑賞事業とかいうもの、それから、県立劇場財団自体が創造して、つくり立ててやっていくような、いわゆる芸術文化祭のオープニング事業につきましても創造事業でございますけれども、そういったもの、あるいは学校とか各地域に出かけていったの出前授業、そういったものを行っているところでございます。

開館日数については、済みません、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○岩下栄一委員 そこで、県民の声といいますか、県立劇場の駐車場というのは非常に使用しにくいと。大きなイベントのときは物すごい渋滞するじゃないですか。芝居とか、いろんな音楽会とかのオープンに間に合わないということがあるんですよ。駐車場の改善はできないのかということと、それから、都心に近いところでありながら、交通アクセスはとっても悪いんですね。ですから、その点の改善が今後の県立劇場の課題じゃないかなと、私、県民の立場から思うんですけれども、これは意見として申し上げておきます。

○藤川隆夫委員長 今の件で、もし答弁があれば。

○富永文化企画課長 先ほどの御質問の開館日数でございますけれども、大体利用可能日数が、コンサートホールで276日、それから演劇ホールで292日。それに対しまして、利用日数が、コンサートホールの場合が200日、それから演劇ホールが231日という形になっております。それぞれ利用率が、コンサートホールでは72.5%、それから演劇ホールは79.1%という形になっております。

崇城大学市民ホールと比べますと、少し低うございますけれども、九州各県の同様の、類似の施設と比べますと、そう低い状況ではございませんで、中の上ぐらいの利用率になっているところでございます。

それから、駐車場問題、これにつきましては、なかなか私どもといたしましても、長年の県立劇場の懸案事項でございます。施設のホールにつきましても、また先ほどの文化事業につきましても、高く評価されているところでございますけれども、この駐車場問題については、これまでもいろいろ取り組みをしてきているところでございますけれども、私どもとしても、大きな課題というふうに考えております。

昨年のこの委員会でも、城下委員とか中原委員の方から質問、要望がございまして、対応はしたところでございますけれども、周辺の駐車場との連携とか、学園大への依頼とかいう話もございましたし、また、特に今南側の通用門につきましては閉鎖しているところでございますけれども、これを何とか活用できないかというような御質問がございました。

これにつきましては、当初、開業時に地元住民との約束で、緊急時しかあけないということで、なかなかあけるのが難しかったのでございますけれども、これにつきましては、地元と協議をいたしまして、地元の方も、実験してみたらどうかというような話がありま

して、その後3回ほど実証実験を行いました。

3回実施しているんですけれども、昼間と、それから夕方と夜間、3回実施いたしました。駐車場内での混雑が少しございましたけれども、地元の方も立ち会っていただいたんですけれども、これだったらいいんじゃないかというような回答もいただいているところでございますので、なるべく出口の方につきましましては、そういうことで、両ホールが一緒になって、なかなか出口で渋滞するなというふうに思われるときには、そちらの方を開放するというような方法で、今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。結構です。

○藤川隆夫委員長 私から1点。

この県立劇場管理運営事業というのは、指定管理者への委託料というふうに考えてよろしいんですか。

○富永文化企画課長 はい、それが主でございます。

○藤川隆夫委員長 その中身についてはわからないですか。わかりますか。

○富永文化企画課長 先ほど申し上げましたように、指定管理者業務管理運営費が3億7,750万程度、それから、県劇の方で、先ほどの文化事業等をやってもらったんですけれども……。

○藤川隆夫委員長 運営事業費の中身がわかれば。

○富永文化企画課長 管理運営費の中身は…

…。

○藤川隆夫委員長 それを丸々委託しているのか、それとも、その委託したうちで人件費がどの程度、あるいはその他もろもろで、どういう形でかかっているかがわかればちょっと教えてください。

○富永文化企画課長 運営費の中では、文化事業が3,100万円程度でございます。あと、細かいところにつきましては、ちょっと手元にございませぬけれども……。

○藤川隆夫委員長 後で教えてください。

○富永文化企画課長 わかりました。

○藤川隆夫委員長 ただ、余りにも3億7,800万という金額が金額だから、ちょっと聞いたわけです。

○富永文化企画課長 じゃあ後で、済みません、御報告させていただきます。

○藤川隆夫委員長 ほかに何かありませんか。

○高木健次委員 15ページなんですけれども、最下段の企画費の計画調査費、4億8,200万不用額が出ていますよね。予算額の3分の1近く。その大まかな理由は、ここに書いてあるとおり、補助事業の事業費確定に伴う執行残、それと入札に伴う執行残が大きなウエートを占めていると思うんですね。

ただ、3分の1近くも予算額を残すということは、非常に——まあ、これは相手があることの理由か、非常に例年こういう形で、せっかく計画をしても3分の1近く残っていくのか、不用額として。その辺の事情をもうちょっと詳しく説明をしていただきたいと思い

ます。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。

この計画調査費の中身につきましては、電気通信格差是正事業に係る市町村の補助金につきまして、実績に基づいて確定額が予算額を下回ったということで、その減額になったものが約4億7,000万円ということでございます。

これにつきましては、この事業は、市町村が携帯不感地域の解消のために携帯電話局の基地局を設置する事業でございます。平成21年度の経済危機対策を活用して実施したということで、国の補正予算を受けまして市町村が申請を行ったんですけれども、12月から年明けの1月にかけて国の交付決定が行われまして、それを受けまして21年度事業を行い、必要な用地の確保ですとか、調査、設計、そういったものを行ったわけなんですけれども、一定の時間を要したということで22年度に全額繰り越したということで、22年度で実施をしたという事業でございます。

この中身ですけれども、11市町村、65局ございまして、その基地局の整備を行う中で、それぞれの箇所調査、詳細設計、そういうものを行う中で、その基地局の設置場所の変更ですとか、あるいはそれに伴った取り付け道路の変更ですとか、また、さらに電波状況を確認したところ、その鉄塔の規格、こういったものを変更、見直しを行ったところでございまして、最終的に予算額から4億7,000万円程度下回ったと。もちろん、執行残もございませぬけれども、入札残もございませぬけれども、そういったところでございませぬ。

以上でございます。

○高木健次委員 各市町村の、そういう用地がまとまらないとか、非常にそういう反対が



あるとか、そういうことでの大体執行残ということですね、大まかに言えば。

○古谷情報企画課長 済みません、私執行残と申しましたが、入札残があったということで確定したと。反対と言っては——用地の取得に時間を要したということで、また繰り越しをし、そしてその上で今度は調査を行いまして、そして設計をして、そして、その設計したところで入札にかけまして、その入札残が確定額ということで、予算よりも下回ったというような状況でございます。

○高木健次委員 基地局ですから、非常に、今言ったように、市町村等のいろいろな事情とかなんとかで、変動というのかな、そういうのが非常に大きいと思うんですね。ただ、やっぱりこの辺は3分の1近く予算を残していくわけですから、各市町村とその辺を連携をとりながら、やっぱりスムーズに行く努力もしていかないかとじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。

○瀧上陽一委員 済みません、県のイントラネットですか、去年お話があったかと思えますけれども、その広告事業、8社が今あるということで、去年のお答えは、何かこれが精いっぱいということだったんですけれども、この8社しか載せれないという理由は何かあるんでしょうか。

○古谷情報企画課長 これは8社ということではございませんで、ページの中に8枠ございまして、その8枠以上の拡張が今のところ……

○瀧上陽一委員 これのページは広げられない。

○古谷情報企画課長 枠を今のところは——広げるとなると、またシステムを、何といいますか、枠を小さくするとか、そういったことが必要になってきますので、現時点では、そのページの中での8枠、これでやっていきたいということでございます。

○瀧上陽一委員 これはやはりシステムを変えぬと入らない、入れられないということですか、システムを変えぬと。見させてもらったら、こうやってここに8社があるわけですよ。要は、入札までして事業を広告したいという会社があるならば、もう少しふやしてあげればいいのになと単純に思ったものだから。いわゆるシステムを変えぬと入れられないということですか。

○古谷情報企画課長 システムを変えて、そこに枠をつくるという作業は出てまいりますので、そういう意味ではシステムを変えるということもございます。

○瀧上陽一委員 システムを変えるのは大変なのか、せっかく熊本県の職員さんたちも、ホームページに自分たちも載せたいなというて入札までしよるならば、システムを変えて入れてあげればいいのになと思いましたがけれども。

○古谷情報企画課長 そこは確認をしたいというのは、その技術的な面でどれぐらいコストがかかるとか、そういった面は確認して、また報告いたしたいと思えます。

○瀧上陽一委員 せっかくですので、よろしく願いしておきます。

○藤川隆夫委員長 ほかにはありませんか。  
——よろしいですかね。

それでは、これで企画振興部の審査を終了いたします。

これより、午後1時まで休息をいたします。御苦労さまでございました。

午前10時58分休憩

午後0時59分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先に企業局の審査を行い、その後、説明員の入れかえを行って、病院局の審査を行います。

それでは、これより企業局の審査を行います。

まず、企業局長から決算概要の説明をお願いいたします。

○川口企業局長 企業局でございます。よろしく申し上げます。失礼して着座のまま御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○藤川隆夫委員長 どうぞ。

○川口企業局長 失礼します。

平成22年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企業局関係につきましてその後の措置状況をまず御報告いたします。

企業局に係る個別事項は3点でございます。

まず1点目は「電気事業は、事業開始以来初めての営業損失を生じ、今後も収入の大幅な増加は期待できない。荒瀬ダム撤去に伴う約30億円の資金不足については、徹底したコスト縮減等企業局での自助努力を図るとともに、社会資本整備総合交付金の活用及び国への財政支援を強力に求め、その解消を図るこ

と。」についてでございます。

この荒瀬ダム撤去の資金不足への対応についてでございますが、まず、国からの財政支援につきましては、これまで、国と熊本県の検討会議におきまして、道路のかさ上げ、路側構造物補強等が社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の対象事業と確認されておりまして、これらの事業全体で総額約13億円の交付金を見込むことといたしております。

また、撤去費用のコスト縮減につきましては、現在国との協議を進めておりまして、今後変動はございますけれども、少なくとも5億程度は確保したいと考えております。

今後とも、引き続き国に対し強く支援要望を行いますとともに、さらなる経費節減等、企業局の経営努力を行ってまいります。

次に、2点目でございます。「車帰風力発電施設については、電力供給実績が計画の42%と低く、採算がとれない状況が続いている。具体的な改善措置をとるなど、スピード感を持って稼働率の向上に努めること。」についてでございます。

この阿蘇車帰風力発電所につきましては、昨年度、企業局内にプロジェクトチームを設置しまして、発電機メーカーの協力を得て、改善対策を検討した結果、運転制限の緩和による稼働率向上の可能性があると判断しました。平成23年度から実証実験を行うということで、現在、運転制限を緩和しながら機器への影響や風況等の監視計測を行い、稼働率向上に向けた詳細なデータ収集を行っているところでございます。

次に、3点目でございます。「有明工業用水道事業は、未売水の解消等の経営改善に努めているが、新たな企業立地がなく赤字経営が継続し、工業用水道事業全体の累積欠損金が81億円の多額となっている状況である。今後、関係部局との連携強化を図り、工業用水需要の確保と徹底した経費削減に取り組むな

ど、抜本的な経営改善に努めること。」についてでございます。

この有明工業用水道事業につきましては、平成23年3月に策定いたしました再建計画に基づきまして、本年度、副知事をトップに、有明工水需要開拓推進会議を新たに設置し、本年7月に第1回会議を開催したところでございます。今後、庁内関係各課、あるいは地元市町と連携を密にしまして、企業誘致などにより工業用水の需要の確保に努めることといたしております。

このほか、浄水場沈殿池の一部を休止することによりまして、運転効率を高めるなどの経費節減対策を実施し、収支改善を図ることといたしております。

続きまして、平成22年度の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、電気事業でございますけれども、平成22年、昨年の3月に、藤本発電所、荒瀬ダムの発電を終了したことなどによりまして、収入は14億3,900万円余と前年度を大幅に下回りました。一方、支出におきましては、荒瀬ダム関係費用の増加等によりまして、全体では19億2,300万円余と支出が収入を上回り、4億8,300万円余の純損失になりました。

次に、工業用水道事業でございますが、有明、八代、苓北の3つの工業用水道事業合計で、収入が7億5,400万円余、支出が9億5,400万円余で、差し引き1億9,900万円余の純損失になりました。

3工業用水道事業を個別に見てみますと、八代は80万円余、苓北は2,700万円余の利益を確保いたしましたけれども、有明につきましては、竜門ダム関係経費等の負担が大きく2億2,700万円余の赤字となっております。

有明、八代につきましては、依然として多量の未売水を抱え厳しい経営状況となっております

りまして、工業用水道事業全体の平成22年度末累積欠損金は83億8,000万円余に上っているとでございます。

最後に、有料駐車場事業でございますが、収入1億100万円余、支出6,300万円余で、差し引き3,800万円余の純利益になりました。

県営有料駐車場は、熊本市中心部に位置しまして、24時間営業の駐車場として利用者に定着しており、毎年度黒字を維持しているところでございますけれども、利用台数は減少傾向にあるため、今後、改善策の検討を行うことといたしております。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましては次長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○角田監査委員 監査委員の角田でございます。

私の方から、平成22年度公営企業会計決算審査意見につきまして、説明をさせていただきます。失礼して着座して説明させていただきます。

それでは、お手元に配付してございます決算審査意見書をお願いしたいと思います。

そのまず第1ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、審査の方法でございますが、決算書類が経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業が経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているか、これらにつきまして、これらを主眼に置きまして実施いたしましたところでございます。

第2の審査の結果についてでございますが、決算書類は、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを確認いたしております。

それから、2ページから8ページにかけては、電気事業会計、それから工業用水道事業会計、有料駐車場事業会計に係ります収益の状況や今後の課題等について記載をしております。

次に、9ページをお願いいたしたいと思います。

ここで審査を通じて感じましたことを監査委員の審査の意見として述べております。

まず、電気事業におきましては、4億8,300万円余の純損失となっておりますが、荒瀬ダム撤去に関する部分を除きますと7,600万円余りの純利益が出ております。次年度以降も、当該純利益を確保するために、日ごろから経費削減を含む経営努力が必要であるというふうに感じております。

なお、荒瀬ダムの撤去費用につきましては、国の地域自主戦略交付金の確保やダム本体撤去費に係ります国の支援を引き続き要望するなど、撤去資金の確保に向けて総合的に取り組んでいく必要があります。

また、風力発電につきましては、依然として供給発電量が計画供給発電量の半分にも達していないような状況でございますので、現在行われております風況の実証試験の結果に基づき、計画供給電力量の確保対策を図るとともに、抜本的解決策の検討に着手する必要があるということでございます。

工業用水道事業におきましては、特に有明工業用水の利用率の向上のために、関係部局と連携してPRを行ったり、有明地区での水需要の調査を行うなどして、需要の開拓に努めておられますが、なかなかその効果が見られないような状況でございます。

今後とも、国に対し竜門ダム関係諸費の負担軽減の要望を継続的に行うとともに、企業立地部門や関係市町と連携し、再建計画を着実に進め、工業用水需要の開拓に一層努めていく必要があるということでございます。

有料駐車場事業におきましては、県民が利

用しやすい駐車場としてサービスの向上を図っていくとともに、県営駐車場のあり方については、幅広く意見を聞きながら、引き続き検討を進めていく必要があるというふうに感じております。

以上が平成22年度公営企業会計決算審査意見の概要でございます。

○藤川隆夫委員長 次に、企業局次長から決算資料の説明をお願いいたします。

○古里企業局次長 それではまず、説明に先立ちまして、大変申しわけございませんが、お手元の資料に配付しております説明資料につきまして、一部訂正をお願いしたいと思います。

資料の2ページでございますが、3の平成22年度決算の状況の(1)収益的収支における支出の内訳の中でございます。平成22年度(A)の減価償却費、支出の部の上から5番目の行でございます。及びその他、さらに、その2つ下でございますが、この金額に誤りがございました。正しい数字につきましては、お手元にA4横の1枚紙、正誤表を配付させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

なお、合計金額等には変更ございません。よろしく申し上げます。

それでは、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、監査委員の方から指摘がありました平成22年度の決算審査意見について、その取り組み状況について御説明申し上げます。

1点目の「電気事業については、4億8,394万3,000円の純損失となっているが、荒瀬ダム撤去に関する部分を除外すると7,600万円の純利益が出ている。次年度以降も、引き続き当該純利益確保のために、経費節減を含む経営努力が必要である。なお、荒瀬ダムの撤去費用約73億円については、内部留保資金等

を投入しても約30億円の不足が見込まれており、企業局の経営努力を初め、国の地域自主戦略交付金の確保やダム本体撤去費に対する国の支援について引き続き要望を行うなど、撤去資金の確保に向けて総合的に取り組んでいく必要がある。また、風力発電については、依然として供給電力量が計画供給電力量の半分にも達していない状況である。したがって、現在行っている風況の実証試験の結果に基づき、計画供給電力量の確保対策を図るとともに、抜本的解決策の検討に着手すること」との意見についてでございます。

電気事業の既存発電所につきましては、保守整備の効率的な実施等によりまして、発電電力量の増加を図り、引き続き利益の確保に努めてまいります。

次に、荒瀬ダムの資金の確保につきましては、道路かさ上げや護岸補強等の撤去関係事業に対します国の交付金の活用を約13億円見込んでおります。また、コスト縮減については、少なくとも5億円程度の確保をしたいと考えております。しかし、資金不足は依然として解消されていないため、ダム本体に対する国の財政支援を強く求めるとともに、企業局における経営努力などを進め、年度内には大まかな資金計画を示すことができるよう取り組んでまいります。

阿蘇車帰発電所につきましては、昨年実施いたしました庁内プロジェクトチームの検討結果に基づきまして、現在、風向や風速などの詳細なデータ収集を行いながら、徐々に運転制限を緩和しつつ、より適切な運転制限方法を検討し、稼働率の向上に努めているところでございます。

2点目の工業用水道事業については「平成22年度において、特に有明工業用水の利益率向上を図るため、東京でのイベントで企業立地課と連携して有明工業用水のPRをしたり有明地区の企業に対する水需要の調査等を実施して需要開拓に努めたものの、なかなか効

果が見られない。今後とも、国に対して竜門ダム関係諸費の負担軽減の要望を継続的に行うとともに、3水道事業すべてにおいて、企業立地部門や関係市町と連携し、再建計画を着実に進め、工業用水需要の開拓に努めること」との意見についてでございます。

御指摘のとおり、工業用水道事業は厳しい経営状態が続いており、特に有明工業用水においては、竜門ダムの建設負担金等により多額の経常損失を計上しております。このため本年3月に、熊本県有明工業用水道事業経営再建計画を策定したところであり、今後、収入の確保及び経費の節減を進め、さらなる経営改善に取り組んでまいります。

また、需要開拓につきましても、昨年度、再建計画に基づきまして、収入確保対策の一環として、6月に副知事をトップといたします有明工水需要開拓推進会議を設置し、現在地元の荒尾市、長洲町及び県商工観光労働部と連携し、需要開拓に向けた活動に取り組んでいるところでございます。

さらに、本年度、これらの施策等に関する提案の中においても、昨年に引き続き、現実の給水コストと給水料金との差額に対する財政支援制度の創設を提案しております。

なお、八代工業用水事業につきましても、配管周辺の企業の工水需要動向アンケート等をもとに企業を訪問するなど、需要開拓に努めておるところでございます。

3点目の有料駐車場については「料金の設定を工夫するなど、県民が利用しやすい駐車場としてサービスの向上を図っていくこと、なお、平成22年度に策定した熊本県有料駐車場事業の今後の経営方針によると、中心市街地、花畑地区の再開発に伴う駐車場需要の変化、隣接する熊本県商工会館の存続問題等を考慮し、平成26年度までに県営駐車場のあり方を再度検討することとしているが、そのあり方については、幅広く意見を聞いて、引き続き検討を進めていく必要がある」との意見

についてでございます。

中心市街地の入り込み客数の減少や大型立体駐車場の増加等環境の変化に対応するため料金の見直しを含め、サービス内容の向上を検討することとしております。また、中心市街地の再開発等が一段落すると予定されております平成26年をめどに、再度あり方検討を行うに当たっては、幅広く意見を聴取し、検討してまいります。

次に、本年度定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

それでは、平成22年度公営企業3事業の決算概要につきまして、お手元の資料、平成23年度決算特別委員会説明資料で説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

電気事業会計の1の施設の概要でございます。

水力発電につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成21年度末に藤本発電所が発電を終了いたしましたので、現在7つの水力発電所と風力発電所1カ所を運営している状況でございます。

表の下にありますように、平成22年度の目標供給電力量の一番右の合計欄をごらんいただきたいと思っております。水力発電の平成22年度の目標供給電力量約1億6,300万キロワットアワーに対する供給実績は約1億4,400万キロワットアワーでございまして、達成率は88.2%でございました。これは、8月以降の雨量が特に少なかったこと、これが原因でござい

ます。また、風力発電につきましては、計画供給電力量約270万キロワットアワーに対しまして供給実績は約130万キロワットアワーで、達成率は47.9%となっております。

次に、2の電力料金の契約の状況及び実績でございます。

九州電力との水力電力需給契約を2年ごとに更新してございまして、平成22年度の実績は

一番下の右から2番目になりますが、13億4,400万円余で、達成率は98.6%という状況でございます。なお、その右にございます風力発電の供給実績は約1,300万円余となっております。

2ページをお願いいたします。

平成22年度の決算の状況でございます。

(1)の収益的収支でございますが、中ほどの平成22年度(A)の収入の計の欄をごらんいただきたいと思っております。収入が14億3,900万円余、さらにその一番下から2番目になりますが、支出の計の欄になりますが、19億2,300万円余で、その下の当該年度純利益の欄でございますが、差し引き4億8,300万円余の損失を生じております。

右の欄の平成21年度(B)、さらに、比較の欄をごらんいただきますと、3億3,500万円余の損失の拡大というふうになっているところでございます。これは、右の摘要の欄に記載しておりますが、収入の大幅な減は、平成22年度から藤本発電所が発電を中止しましたことによるものでございます。

一方、支出でございますが、荒瀬ダムの泥土除去等のダム撤去に向けた費用の増嵩がありますことから、発電所の維持管理費を削減し、支出全体では2億4,700万円余の減を図ることができましたが、収入の減少幅をカバーするまでには至らなかったことによるものでございます。

3ページをお願いします。

(2)の欠損金の処理計画書でございます。

平成22年度の未処理欠損金4億8,300万円余について、処理欄に示しておりますように、利益積立金を取り崩すことで処理をしております。この結果、その右の(3)積立金及び留保資金残高一覧のとおりとなり、内部留保資金は55億9,600万円余になります。

次に、(4)の資本的収支でございます。

資本的支出は、水力発電の整備が1,800万円余、企業債の償還金が6億8,800万円余、工業

用水道事業会計への貸付金が2億6,500万余で、合計9億7,200万余となっております。資本的収入は、工業用水道事業からの返還金で6億1,300万余となっております。不足する3億5,900万余は、過年度分損益勘定留保資金、当該年度消費税資本的収支調整額で補てんをしておるところでございます。

4ページをお願いいたします。

工業用水の部門でございます。

1の施設の概要でございます。

有明工業用水、八代工業用水、苓北工業用水の3事業から成りまして、給水能力、3事業合わせて、1日当たり6万8,360立方メートルとなっております。

次に、施設の利用状況でございますが、有明工業用水は12社に、八代工業用水は24社に苓北工業用水は2社に給水をしている状況でございます。特に有明工業用水及び八代工業用水の契約率は、右の欄の備考の欄に記載しておりますが、それぞれ42.2%、33.7%でございます。施設利用率は、それぞれ28.1%、24.7%と多くの未利用水を抱えているような状況でございます。

5ページをお願いいたします。

22年度の決算の状況でございます。

(1)の収益的収支でございますが、収入は、中ほどの計のところでございますが、約7億5,400万円余、支出は、下から2番目のところでございますが、約9億5,400万円余で、差し引き1億9,900万円余の損失を生じております。これは、有明工水において、依然としてダム使用権に係ります減価償却費やダム管理費分担金等の竜門ダム関連経費の負担が大きく損失決算となっているものでございます。

6ページをお願いします。

(2)の欠損金の状況でございます。

22年度末で、一番右の苓北工業用水は4億5,400万円余の利益の蓄積がありますが、有明工業用水、八代工業用水、それぞれ60億1,

600万余、28億2,200万余の累積欠損金があります。このことから、工業用水全体では、一番右でございますが、83億8,500万円余の累積欠損金を抱えているところでございます。

次に、(3)の資本的収支でございます。

資本的支出は、企業債償還金5億6,900万円余、電気事業会計及び一般会計の借入金償還金6億2,400万円余など、合計13億600万円余となっております。

資本的収入は、企業債、長期借入金、一般会計補助金等で10億2,400万円余となっております。不足します2億8,100万円余は過年度分損益勘定留保資金で補てんをしております

7ページの有料駐車場関係をお願いいたします。

1の施設の概要でございます。

有料駐車場は、熊本市安政町の県営有料駐車場、熊本市新屋敷町の県営第二有料駐車場の2カ所を運営しております。

次に、2の駐車台数及び料金収入の実績でございますが、普通駐車場の22年度の利用台数は8万9,000台余でございますが、前年度実績を3,000台余上回り、料金収入も約100万円上回っている状況でございます。これは、平成21年度に実施しました駐車場建物の耐震補強工事によりまして、一般車両の入庫制限を行い、その落ち込みがございましたが、それが若干回復したことによるものというふうに考えております。また、定期の利用台数は7万300台余で、前年度を6,200台余下回り、料金収入も約260万ほど下回っているため、料金収入合計では、前年度より約160万ほど減収となっている状況でございます。

8ページをお願いいたします。

平成22年度決算の状況でございます。

(1)の収益的収支でございます。

収入が1億100万円余、支出は6,300万円余で、3,800万余の純利益となっております。これを前年度と比較しますと約600万円の減

収となっております。

9ページをお願いいたします。

(2)の剰余金処分計算書案でございますが、地方公営企業法の規定に基づきまして、決算認定とあわせて、議会の議決を得るものでございます。

平成22年度未処分利益剰余金3,811万2,000円余を、処分案に示しておりますように、利益積立金に191万円、建設改良積み立てに3,620万円を積み立てることとして処分したいと考えております。この処分案を御承認いただきますと、(3)でございますが、積立金及び留保資金残高一覧のとおりとなり、内部留保資金は6億7,300万余となります。

次に、(4)の資本的収支でございますが、資本的支出は、駐車場外壁の衝突防止工事への建設改良工事が約160万円となっております。資本的収入はございません。不足する160万円余につきましては、過年度分損益勘定留保資金、消費税収支調整額で補てんをしておるところでございます。

以上が平成22年度の決算の概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 ダム撤去費用の縮減という形で努力して頑張ってもらっているんですけども、もともと、当初見込んで縮減をやった、どういうところでぐうっと落ちてきたのか、具体的にちょっとそういうところがわかれば。あんまり、ぐんぐん落ちるということは、最初に出した金額というのは何なのかというのが逆に問題視するような感じになるものだから、結構落としていくよという分は、当初から考えられなかったのかという疑問にも返ってくるわけですね。そのところ、どういふところが現実に縮減として見込める、

落とせたというような格好かということがまず1点。2点が、例の風力発電の運転制限の緩和と。具体的にはどういう緩和をすれば稼働率が上がるとか、見込めるということかというこの2点をちょっと確認したいと思います。

○古里企業局次長 ダムの撤去資金の関係でございますが、ちょっと済みません、整理も含めてあれなんです、まず、PTの関係でしましたのが大体92億ということですね。その間2年間、22、23年度の管理費がありましたので、ふえて96億に当たる。その間、もう既にやっている分が25億ございます。その時点で大体73億ということですね。うちの方の内部留保資金でいけるのが大体42億である、あと大体31、30ということで、不足しているのが大体30じゃないかという整理をずっとさせていただいております。

今回、経済常任委員会の方で御報告いたしましたのは、さっき言いました、いわゆる一括交付金の関係で、ダム本体ではないんですが、上流の方で道路かさ上げ、護岸の整備、それに、これもちょっと実は4年、5年の先の計画なものですから、それで大体13億ぐらい国の交付金で手当てできるんじゃないかと。

それから、コスト縮減につきましても、私ども今現在、除却申請をしております。その中で、いろんな工法を、こういう工法はいかがでしょうかということで国の方に申請する、その方法というのは、大体少なくとも5億円ぐらい出てくるんじゃないかというところ、私どもとしては、30引く13マイナス5、それで大体12億というふうなことでございますので、額が当初から何か積み上げが変わったとかそういうものではなくて、順次今精査をしながら、資金の確保を今一生懸命やっているというふうな状況でございます。



○城下広作委員 何かちょっと雰囲気的に、撤去費用の額がだんだん、いろいろ工夫して下がってきて、大分節約できるみたいなイメージがちょっとあったもんだから。ただ、撤去費用で現実に見直して縮減できるのは5億ということの数字でとらえていいんですか。

○古里企業局次長 必ずしも5億というのは、私ども県の方が今の、さっき申し上げた申請の中でそれぐらい減るのではないかと。今、除却申請の中で国の方に申請をしております。その中で、やはり国の方の審査、河川の安全とか環境とかいうふうな視点で今審査をいただいております。その中で、私どもが申請している工法がちょっと不適ということであれば、それが上下する可能性があります。私どもの、今おおむねの考えということでございます。

○城下広作委員 それはいろいろ今から国とやりとりで最終的にどこに落ちつくかということで、なるべく安全度が担保されて安くなるということは当然大事なことです。そこにずっと究極知恵を絞りながらやっていくということで、それはしっかりと頑張りたいなと。

○藤川隆夫委員長 じゃあ、もう1点の風力の件を。

○福原工務課長 阿蘇車帰の運転制限の緩和でございますけれども、現在、東北とそれから南西の方向の風のときに風速8メートル以上になったら停止するとか、そういうようなちょっとどちらかというとき目の制限をかけているんですけれども、これは平成20年度に大きな故障が発生したということで、それを踏まえてそういう制限を強化したわけですが、それでいきますと発電電力量が伸びない

ということで、それをどうにかならないかということで、昨年プロジェクトチームを立ち上げまして、詳細に検討しましたところ、その風向のときの風が、すべてがその機械に対して悪いのではないんじゃないかというデータが出てまいりまして、それをもとに、もう少し違った、風向だけで制限をかけるのではなくて、例えば、機械の羽根の動きぐあいだとか、振動のぐあいだとか、そういう違った制限のかけ方をすることによって発電する時間を延ばして発電電力量を伸ばすことが可能ではないかということで、ことしの5月に、各風車にそういう詳細なデータをとるための設備を、メーカーの協力を得まして設置しまして、細かく今データをとりながら、風向につきましても、少しずつ範囲を緩和しながら、機械の影響がどの程度あるのかないのかというのを見ながら、できるだけ稼働率をふやして、発電電力量をふやそうということでやっております。

8月に一部制御のためのそういうソフトを一部変更したりして、運転の状況を今見ていますけれども、8月、9月、10月と見えますと、確かに、稼働率も伸びて、発電電力量も今伸びる傾向にあるという状況が出てきております。

季節によって風向がいろいろあるもんですから、すべての風向に対してまだそういうデータがとれておりませんので、また、今後もデータをきちんとりながら、少しずつ制限を緩和して機械の様子を見ながら、壊れない範囲で最適な運転を目指していきたいというふうに思っております。

○城下広作委員 あんまり風が吹くと困るといって、風力発電、私、逆の話のイメージを一般の県民も持つんじゃないかなと逆に思うし、風力発電の設備、能力というか、それは大もとである機種がいいか悪いかわかりませんが、全国的というか、世界的に見て

風に強いという、そもそもの風力発電とか、そういうその差というのは何かあるんですか。あんまり風が強く吹いても大丈夫というような風力のプロペラというか、そういうのはいろいろ種類によって違うんですかね。それはどうなんでしょうか。

○福原工務課長 確かに風車の形によって、今阿蘇が抱えているような、風車の上と下である風向のところでは向きが違うとか、確かにそういう風の乱れを受けにくい風車も一部にはございます。阿蘇について、当初建設した当時にはそういうことがちょっと想定されなかったということと、その当時考えていた風車の機種の中では最も効率のいい風車ということで今の機種を選定してやってきたわけなんですけれども、実際運転を開始してみると、先ほど申し上げましたように、特定の風向に対して、上下でもって風向の違い、風の乱れがあるというふうなことが判明したというところでございます。

○城下広作委員 わかりました。いずれにしろ、なるべく多く稼働して電力が発生して少しでもプラスになるように頑張って、いい調査で、有効にそうやって利用していくということを望みたいと思います。

それで、この間、北海道だったですかね、どこか燃えたところありましたもんね。ああいうような、何か風車が燃えるような事故があつて、機種によって本当にそういうトラブルがあるのかなという、普通ならちょっとあり得ぬだろうと思うのがあっているから、それもよく注意をされていてもらいたいと思います。以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○岩下栄一委員 関連ですけれども、この風力発電の事業開始はいつだったんですかね。

○福原工務課長 平成17年の10月からでございます。

○岩下栄一委員 それで、もとをただすというとおかしいけれども、場所が適切であったかどうかというのが1つあるんですよ。ここを選んだ一つの根拠というのはやっぱりあるんですかね。

○福原工務課長 企業局では、平成8年ごろからずっと県内各地で風況調査を行ってまいりました。その中で、経済的にやっていけるだろうという唯一の場所がその車帰でございました。

○岩下栄一委員 それで、振動被害とかそういうものは報告されていませんか。

○福原工務課長 まず、それを建設するときにいろんな調査をしまして、影響はないということで建設はしました。と同時に、現在も、そういう振動と、それから今よく言われています騒音、低周波音等の問題につきましても、苦情等は一切ございません。

○岩下栄一委員 そうですか。再生可能エネルギーというか、新エネルギーの時代がやがて来るということで、風力発電等にも大変大きな期待が求められているわけですけれども、よくいろんな映像で見たりするのに、海上に発電プロペラが回っている映像を見るんですけれども、そういうものの——今後ですけれども、これは決算だからあれですけれども、そういう検討はあるんですかね。

○福原工務課長 企業局としては、今後も風力は重要な再生可能エネルギーとして開発の気持ちはございますけれども、現在は、荒瀬ダム問題をまずは集中的にそこに力を注いで

いきたいというふうに考えているところでございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○藤川隆夫委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 内部留保金の説明がございまして、3ページですか、55億9,600万ですかね、と、この違いがよくわかりませんが、もう1カ所あったですよ、内部留保金、積立金。9ページで6億7,000万と。合わせますと60数億、内部留保がなっていると思いますが、先ほどダムの撤去費用の関係で、内部留保で考えていらっしゃるのが当初42億円ということだったんですけれども、この内部留保で、当初考えた金額よりも内部留保金が予定よりも積み上がってきているのか、実際として、内部留保金60数億ありますから、少しはそちらに回せるんじゃないかなというふうに今ちょっと感じましたけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○古里企業局次長 電気事業で、これは、荒瀬の分につきましては電気事業の内部留保金の方で手当てするということですので、あと、全体のうち、7発電所の維持管理、今後出るであろう分はちゃんと置いた上で、残りの分について荒瀬の方に手当てするということですので、55億になっておりますが、やはりここ数年ダムの撤去費用で土砂関係の除去費用に使っておりますので、予定どおりと言ったら変ですが、使用状況がそういう状況でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、この内部留保金については、大体当初計画どおりに積み上がってきているし使ってもきているという理解でいいんですかね。積み上がり方がちょっと余計積み上がるとるけん、少しこっちらもう少

し出せるとかいう状況ではないということですか。

○古里企業局次長 当初の計画どおり使うことで、今のところ電気事業、今決算でも申し上げましたように、赤の状況でございますので、これが以前よりふえるということは当面的のかなと思っております。今ある、PTの時点であった60億を、これを使っていくという状況でございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

○藤川隆夫委員長 ほかにありませんか。

○村上寅美委員 午前中失礼しました。

この説明で、局長、竜門ダムの値段の高くて、高かけん、有明工業用水がなかなかコストが下がらぬと書いてあるけれども、幾ら払いよと。

○川口企業局長 工水の料金は、1立米1トン当たり50円で、これは経産省の認可事項でして、上限でいただいております。ただ、適正原価はその倍以上——適正原価といいますか、原価を積み上げれば倍以上ぐらいになります。だから、その差が結局赤字として出ているという状況です。

○村上寅美委員 50円で契約しとって諸経費がかかるというわけ、適正原価というのは。

○川口企業局長 工業用水の料金は、1立米当たり50円ということで設定しています。

○村上寅美委員 設定は上限50円だけれども、実質は100円以上で買っているということか。そういうふうに解釈すればいいのかな。

○川口企業局長 計算しますと、原価は150円ぐらいになります。だから、その差が赤字となって出ていると。

○村上寅美委員 国が指導しとつとなら違反じゃなかか、そがん高く買うことは。

○藤川隆夫委員長 企業局長、もうちょっとわかりやすく説明ばしてください。要は、生産原価が150円かかるという話でしょう。それを売ると50円、だから差額が100円赤になっていますよという話だろう。

○古里企業局次長 竜門ダム関係の経費ということのお話がありましたので申し上げますと、ダムの使用権、いわゆる減価償却、これで2.1億、それから建設時の企業債、お借りしておりますその支払い利息が1.3億、それからダムの管理費、いわゆる国交省が管理していらっしゃいますその負担金で大体5,000万、それから市町村交付金に対して——交付金やっておりますので、大体5,000万で、だから、4億5,000万ぐらいのお金が大体毎年必要経費として出ているというような状況でございます。

○村上寅美委員 必要経費で毎年今言った金が出るわけ。

○古里企業局次長 竜門ダムの水利権を持っていることに伴って発生する経費ということでございます。

○村上寅美委員 それは毎年だね、今の説明じゃね。

○古里企業局次長 ちょっと増減、利息の支払いがございますので、一応増減はしますが4億から……。

○村上寅美委員 増減はするけれども、勘定科目としては今言ったのは毎年それだけ支払いをしていると。その分が赤字になっているということかね。

委員長、だけん、これはもう抜本的な赤字解消に努めなくちゃいけないと毎年言われると思うし、君たちも努力していると思うけど、これは抜本的ということであれば企業誘致しかなかったいね、これは、結論は、川口君。

だから、その辺をたい、これは企業誘致は企画かな、商工かな。だから、僕が言いたいのは、企業局だけに言うんじゃないけど、県が縦割り行政の中で、例えば熊本港あたりは港湾課長が売るおるわけよね。売るわけなかじゃないか。営業なんかしたこつばしあるごつ。そうだから。だからこれはやっぱり開発は開発、縦割りの中でも企業立地は企業立地として、双方で会議ぐらいはしよろんばってんが、そこをもうちょっと強化してたい、総務かどこかわからぬけど、そこにプロジェクトでもつくってですね、それだけ企業立地ということの必要性が求められておるわけだから、受け皿としてはもうあるんだから、今から投資するわけじゃないから、もう土地は余つとるわけだけん、土地も水も。だけん、そういう努力を私は委員長、すべきじゃないかと思うね。

○藤川隆夫委員長 わかりました。

○川口企業局長 今のお話で、有明工水の再建を進める上で、収入を伸ばすか経費を節減するかと。それで、経費の節減は相当やってきていますし、今後もやりますけれども、やはり収入を伸ばすのが主たる方策になると。そのためには、先生がおっしゃるように、やはり水を使う企業を誘致するという一方で、先ほど冒頭御説明しましたように、そのためには、企業局だけでは限界があると。そうい

うことで、県の関係部局なり地元の市町とやはり連携、協力してやっていくと。そういうことで、有明工水需要開拓推進会議ということで副知事を座長にした会議を、それで、市町長さんにも入っていただいて、会議をセットして、連携、協力してこの企業誘致に努力しようということで確認をして、今後企業誘致に向けたいろんな活動をやっているということで今検討しています。

○村上寅美委員 はい、結構です。それで、僕が言ったのは、市町村もあれもいいけど、県でプロジェクトをつくるべきじゃないかということを要望しておきます。

○藤川隆夫委員長 わかりました。ということで……。

○村上寅美委員 ここだけの問題じゃないからね。

○松岡徹委員 関連して、結局は、僕は、工業用水、とりわけ有明工業用水が積年の問題だと、今、村上委員もおっしゃったように。それで、経産省で平成16年に工業用水のあり方の検討会というのが4回やられて、そこで工業用水施策のあり方の見直しについてという報告が出されて、それに基づいて、準備期間があって、再建計画をつくるということで県の場合、さっきの報告にもあったように、22年にできていると思うんだけど。その中身で、今、村上委員もおっしゃった需要の拡大というのが前提だけど、同時に、補助金の重点投資、それからダムのスリム化で、いわゆるダム降りの問題ですね。それから企業債の借りかえ、それから雑用水の利用拡大とか、そういったメニュー、対策が示されているわけですね。そこら辺が、さっきからのちょっと企業局の報告を聞いて、どういう形で一つ一つ検討されているのかなというの

がちよっとわからないので、教えていただきたいと思うんですけども。

○古里企業局次長 まず、済みません、順番ではないかと思いますが、例えば企業債の借りかえ、これについては、もう既に企業債のいわゆる高利な部分についての借りかえ、これについてはもう既に終わっております。5%の部分についてお願いしていますが、もうそれ以下の低利についてもさらにできないのかというような要望は申し上げているところでございます。

それから、ダム降りというのは、いわゆるダムの水利権ですか。

○藤川隆夫委員長 松岡委員、今のちょっと説明してください。

○松岡徹委員 特ダム法の33条に基づいて、ダム利用権者は、政令で定めるところによる多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用の一部を負担しなければならないと、これを何とか外そうと、これがダム降りという意味のようですね。この竜門の場合は、やっぱり竜門ダムの建設、維持、それがやっぱり、村上委員も指摘されたように、ぐっとおもしろになっているわけですね。これはどういうふうになっているのかなと。

○古里企業局次長 大きなもう法律のいわゆる特ダム法の枠組みの話でござりますが、私どもとしましても、そういう要望は、全国の組織を通じて要望を行っているところでございます。

それから、先ほどございました、例えば一話が変わりますが、雑用水についても、それぞれ有明工業団地、八代工業団地の方の既存、今既においでいただいている企業さんの方にアンケートをとりまして、雑用水の拡大、こういうものできないのかということ

である意味シラミつぶしに訪問して利用拡大できないのかと。ただ、量にしますと、大変大きいものではございません。車の洗車とかそういうことも含めてお使いいただけないかということをお願いして回っているところでございます。

それから、あとが補助金の重点投入というか、私どもとしては、やはりどのような形で、やはりこの多額の累積の欠損金をいかにやっていくのかと思いますが、それは、私ども企業局としてできる守備範囲の中で、やはり工業用水というのは企業にとっても、大変ある意味ライフライン的な意味合いがございますので、これをとめることはできない。とめることができない中で私どもができる範囲内での努力、再建計画をつくっておりますが、それに基づいて、要は収入をふやし経費を節減するという中で、今しっかり頑張っているというふうな状況でございます。

○松岡徹委員 このそもそものが、平成16年のいわば経産省の審議会の議事録を読みますと、4回やっているけれども、その中で出ているのは、工業用水問題は、いわばひとり事業者の責任だけじゃないと、やっぱり産業政策の中で過大につくってしまった面があると。それで、やっぱり事業者の責任だけを問うんじゃなくて、いろいろ改善せにやいかぬという議論が底流にあって、それで補助金の重点投入とか、特ダム法33条に基づくダムの維持管理負担なんかも、ダム降りという形でもう少しどぎゃんかならぬかということになっているわけですよ。ですから、そこら辺をもう少し研究して、やっぱり国にも働きかけるといことをやってほしいと。

それから、雑用水は今何%になっていますか。

○藤川隆夫委員長 わかりますか。

○古里企業局次長 ちょっと調べます。パーセント出しますので、ちょっとお待ちいただいでいいでしょうか。

○松岡徹委員 ちょっと議論だけしておきます。よかですか。

○藤川隆夫委員長 議論だけですね。どうぞ。

○松岡徹委員 この雑用水問題も、当初は厚労省の産業施設課長通達で10%までですよと、それ以上は許可が必要ですよとなつたのが、このいわば見直しで30%までいいですよというふうになっているわけだ。それで、僕が調べたら、例えば名古屋市の場合は22.8%になっている。それから、東京都は16.8%、福岡市が15.0%、富山県が13.3%とか、かなり雑用水という形でのいわば需要の拡大、いわば国自体が緩和して3割までというふうにしたかなっているはずだから。広がっているわけですよ。それで、ここの企業局はどのくらいまでいっとるのかなということですね。

○藤川隆夫委員長 わかりましたか。

○古里企業局次長 済みません、2%未満の状況でございます。

○松岡徹委員 それで、村上委員が言われたように、やっぱり企業誘致が一番がばっと改善するあれだと思っただけけれども、国自体もやっぱりこの工水についての矛盾は認めているわけで、それでさまざまなことを打ち出している。しかし実際上は、そういう方針は出たけれども、サボタージュする傾向があるわけですよ、国が。これは別なところでもそういう港の問題で議論になったけれども。それで、我々としては、的確につかんで、しぶと

くかち取ると。雑用水問題なんかは、2%というのは、やっぱり本当に経営努力という点ではもっともっと余地があるんじゃないかなということ指摘しておきたいと思います。

○藤川隆夫委員長 この工業用水、特に有明工業用水に関しては、毎回この決算でも出ていますし、委員会の中でもいろんな話が出ているかというふうに思います。いろいろ難しい問題抱えているかと思えますけれども、企業誘致等含めて、県庁挙げてやっぱり取り組んでいってもらって課題だというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それ以外に何かありますか。

○高木健次委員 企業局がやっているこの事業で、電気、工業用水、そして有料駐車場。電気も工業用水も赤字、唯一この有料駐車場が3,800万の黒字になっていますけれども、年々利用客が減っている。8ページにありますように、前年対比で85.7%ですから、15%減っているわけですね、前年度比。そういうことで、非常にこれからその辺が憂慮されるんじゃないかなと。抜本的な改善策と書いてありますけれども、企業局だけではできない改善もあるのかなということ、利用客が減っている要因というか、その辺が大体漠然としてでもわかっているとか、改善策をどういうふうにやっつけていこうとしているのか、この辺がわかるなら、ちょっと教えてください。

○古里企業局次長 企業局の駐車場につきましては、まさにもういわゆる熊本市の各デパートがちょっと落ち込んでいるというふうな状況が象徴されますように、やはり郊外部に対する大型ショッピングモール、これによりまして、市内への入り込み客、これがまず減っているという状況がございます。それから、私ども、この中を見ていただきますと、

定期駐車の中に、特に、夜から朝までの定期があるんですが、これが大変大幅に減っております。ですから、やはり飲食業関係の落ち込み、そういうのが要因になるんじゃないかと思っています。

今回、あり方検討委員会の中でもその辺はきちんと整理されておりまして、やはり私どもも、そういう動向、例えば有料駐車場として私どもだけが落ち込んでいるのか、じゃあ周りの駐車場はどういう状態なのか、そういうものをちょっときちんと調べた上で、じゃあ、その中でやはり生き残りをかけて頑張っていくために、地元の商店街との連携、そういうものを強化していくとか、あと、さっきもお話出ていますが、いわゆる料金体系の見直し、これについてもやはりきちんとやっていく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○高木健次委員 今言われたとおり、市中心地の活性化とか、その辺が非常にリンクしていると思うんですね。ですから、その辺やっぱり熊本市、あるいは商業関係者あたりとの協議とかも必要だろうし、今言われた料金ですよ。これは普通、我々も行っても、一般の民間がやっている駐車場、やっぱり払うときには高いと思うんですけども、民間あたりと比較したら料金というのはどのような状況ですか。民間並みなのか、それよりも落としているのか。

○古里企業局次長 駐車するその時間帯の状況でちょっと——例えば、1時間、2時間なのか、3時間、4時間なのかでちょっと逆転しますけれども、県営駐車場の場合は、やはり4時間を越えた場合に割安になるという状況でございますので、その辺の料金体系を今、それから、民間の有料駐車場ですと、やはり適宜料金を改定されますので、ちょっと競争相手ではございますが、そこをちょっと

十分洞察しながら、分析しながら、料金の改定というのは必要なのかと思っております。

○高木健次委員 今言われたとおり、料金制度の改革とか、そういうのをやっぱりやっていかないかぬだろうと思うけれども、唯一3,800万の黒字が出て、来年はじゃあ、今度、22年度と比較したらまた15%が減っていくのかと思うと、非常にこの辺はやっぱり問題が出てくるんじゃないかなと。そういうことなら、企業局ももう事業はやるなど、何もかもというふうな見方にもなってくるからね。ですから、この辺はしっかりまた検討をやってください。以上です。

○村上寅美委員 抜本的なことを言うと、今からデータをどうこうと言うけれども、もう市街が空洞化しとつとたい、市街自体が、店自体が。空洞化して郊外に出てしまうもんだから。だから、まちづくり三法なんていうのも、そのために18年から、わざわざ市街化につくろうということで法律までできたんだから。だから、もう需要と供給のバランスが逆転しとつとたい、駐車場が集中して。それはもう今から調ぶって言うばってん、それはもう現実そがんだけん。だけん、競争原理に入って、ある人から、一時みたいに——おれも2つか3つ、関連というか、友達がやっとなるけど、もうそういう現状であるということはもう認識しとつてよかよ。おれもさっき言おうかと思ったばってん、六本木ば売ったぐらいだけん、これはちょっといろいろ考えていいんじゃないかな、という気もしないでもないよ、3千何百万ぐらいでなんだけん。

○古里企業局次長 先ほどから出ております従前の検討委員会の中で、まず、26年度にあり方も含めて検討するということになっております。私どもとしては、やはりその間大変貴重な収入源というふうな感じで考えており

ますので、できるだけ県営駐車場の強み——例えば、UD化の関係で1台の車の駐車スペースが大変ゆったりしております。これはやはりターゲットとしては女性でございます。それから、明るい、きれいであるというふうなことをうたいつつ、お客様の増につながるようなことをやる、やっぱりどれだけ努力するか、それをきちんと私ども収入の増につなげて、限度はあると思いますが、少しでもつなげていきたいというふうな感じで考えているところでございます。

○早川英明委員 有明工業用水ですけれども、今後の課題のところ、なかなか工業の新たな進出を望めないということで、未利用水がどんどんいくということでもありますけれども、今それぞれ先生方からおっしゃったように、もうとめれば一番いいんですけれども、なかなか工業も工業用水で賄っている現状で、これはとめるということではできないということになれば、これはやはり、私わかりませんけれども、これはお聞きしますけれども、工業用水だけでなくして、いろんな多目的な水に、特に飲料水あたりに使われぬもんですかね。そこあたりの検討はされたんですかね。これは、してもこれはもう不可能でしょうか。

○古里企業局次長 有明、八代についても、既に上水道への転用を行っております。有明工水の方が、荒尾・大牟田上水道に18年に転用するというので約1万6,000トン、もう既に転用をやっているところでございます。そういう状況。それから、八代の方が、平成11年から、宇城・上天草水道企業団の方に転用を図っているというふうな状況でございます。

○早川英明委員 その部分については、まだそれが増加するという見込みはないわけです



か。そのほかの市町村、市あたり、玉名とかそういうところにはもう全然要らぬわけですか。八代市以外のところには。

○古里企業局次長 これは常時私どもはそういう働きかけ等を行っておりますが、玉名市にしても八代市についても、やはり今の水道源で十分間に合っているという状況がございます。

○早川英明委員 厳しいですね。

○藤川隆夫委員長 よろしいですか。ほかにはありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 それでは、これで企業局の審査を終了いたします。

いろんな問題を抱えておりますので、ぜひ解決へ向けて、難しいとは思いますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

ここで、説明員の入れかえのため、10分間休息をいたします。

午後2時3分休憩

午後2時12分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、これより病院局の審査を行います。

まず、病院事業管理者から決算概要の説明をお願いします。

○横田病院事業管理者 病院事業管理者の横田でございます。よろしく願いいたします。

着座の上、説明させていただきます。

病院局の運営につきましては、かねてから御指導いただきまして厚くお礼を申し上げます。

さて、平成22年度決算の説明に入らせていただきます前に、前年度の決算委員会における施策推進上改善または検討を要する事項等について、御報告をいたします。

まず、共通の項目では、当局において該当はございませんが、今後も、引き続き滞納による未収金が発生しない取り組み及び不適正経理の再発防止に係る取り組みに努めてまいります。

なお、病院局に対しましては「常勤医師確保及び中堅医師やコメディカルを含めた医療マンパワーの養成に努めること。」という個別の御指摘をいただいております。

医師確保対策につきましては、熊本大学や県精神科病院協会等の協力により、常勤医師5名、非常勤医師7名の体制を確保しておりますが、中堅医師はいまだ不足の状況にあり、引き続き、関係機関に対し、常勤医師、とりわけ中堅医師の派遣要請に努めているところでございます。

また、医療マンパワーの養成につきましては、各職員の研修要望をもとにした年間研修計画の策定、研修への参加及び院内研修内容の充実など、研修体制の強化を図っております。

さらに、医師においては、指導医である院長のもと、OJTによる研さんに努めており、各コメディカルにおいても、中堅職員による若手職員の育成、指導を行っております。

次に、こころの医療センターの状況について御説明をいたします。

こころの医療センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき設置しました精神科病院として、県民の皆様からのさまざまな要望にこたえるべく、県内精神科医療の中核的機能を有する短期治療型の病院として医療活動に取り組んでいるところでございます。

しかし、国の医療費抑制策や全国的な医師

の偏在等、病院を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

このような状況の中で、平成20年度に経営基盤の強化や経営責任の明確化による効率的な経営を目指し、県立こころの医療センターの運営形態を地方公営企業法の全部適用に移行するとともに、病院局を設置いたしました。丸3年が経過いたしました。

その間、平成21年度から24年度を計画期間とする中期経営計画を策定しますとともに、その年次実行計画であるアクションプランを着実に推進することにより、県内精神科医療のセーフティーネットの役割や先導的精神医療の取り組みなど、県立病院としての使命や役割を果たすべく努力を続けております。

平成22年度におきましては、当該アクションプランについて、これまでの進捗状況を踏まえた見直しを行うとともに、外部委員による運営評価委員会の設置、開催を初め、患者満足度調査や外来待ち時間調査を実施し、改善策の調査、検討を行いました。さらには、経営参画意識の向上を図るため、職員経営研修会の開催など、さまざまな取り組みを行いました。

医師確保対策につきましては、先ほど申し上げましたとおり、常勤医師5名、非常勤医師7名の体制を確保しております。

なお、経営面につきましても、これまで、適切な入退院の実施や早期社会復帰に向けた支援活動の一環であるデイケアや訪問看護、あるいは外来診療の充実、その一方で、正規職員の削減等による費用抑制など、収支両面から改善に取り組んでまいりました。その結果、経営収支は、平成15年度以降、毎年度純利益を確保しております。

それでは、平成22年度決算の概要について御説明いたします。

新規外来患者の抑制を段階的に解除したこと等により、前年度に比べまして、入院患者及び外来患者がともに増加し、医業収益も増

加をいたしました。

一方、退職給与金や子ども手当の増に伴う給与費の増等により、医業費用も増加いたしました。委託方法の見直しを初め経費節減に努めた結果、決算額といたしましては、総収益15億4,100万円余、総費用14億9,200万円余で、差し引き4,800万円余の純利益を計上いたしました。

今後の病院運営につきましては、中期経営計画とその実行計画であるアクションプランを着実に推進し、医療サービスの向上や提供体制の強化を図っていくこととしております。

また、平成22年8月に立ち上げました運営評価委員会においては、経営や医療のあり方について専門家等からさまざまな意見をいただいております。これらを踏まえ、関係機関とも協議をしながら、引き続き県立病院としての使命及び役割を果たすとともに、効率的な経営基盤の強化に努めていくこととしております。

なお、平成22年度の決算の詳細につきましては、総務経営課長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○角田監査委員 着座のまま説明をさせていただきます。

お手元にあります平成22年度病院事業会計決算審査意見書をお願いしたいと思います。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

病院事業会計につきましても、公営企業会計と同様に審査を行ったところでございます。

審査の結果、決算書類は、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを確認いた

しました。

それから、この1ページから8ページにかけては、病院の経営状況や財政状態について記載をしております。

次に、9ページをお願いいたします。

ここの審査の意見についてでございますけれども、病院事業につきましては、経営面では、厳しい状況の中、県内精神科医療機関のセーフティーネットとしての役割を果たしていくため、平成21年7月に作成しました中期経営計画のアクションプランに基づき、経営改善の取り組みを進めておられ、22年度決算は、前年度を上回る黒字となっております。しかしながら、患者数はアクションプランに掲げた実行目標には届いておらず、医業収支比率につきましては56.4%と、全国自治体精神病院平均の67.4%を下回っているような状況でございます。

また、21年度に引き続き医師不足の問題等は解消されておらず、4病棟のうち休止している1病棟、50床ございますけれども、この1病棟の利活用の方向性もまだ決まっていないような状況でございます。今後の課題といたしましては、熊本大学はもとより、知事部局と連携して、常勤医師の確保を図り、中堅医師の養成に努めるとともに、職務執行上の環境の整備、改善を図ることが必要であるというふうに考えております。

また、引き続きアクションプランを確実に実施し、患者数及び医業収益のさらなる増加に向け取り組む必要があり、外部評価委員会から受けました提言等も反映させ、新たな政策医療の導入を進めるとともに、休止中の病棟の利活用について検討を早急に進める必要があるということをごをここでは述べております。

以上が病院事業会計の決算審査意見の概要でございます。

以上です。

○藤川隆夫委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いいたします。

○田原総務経営課長 着座のまま御説明させていただきます。

まず、決算状況の説明に入ります前に、本年度の監査結果公表事項に対する対応状況について説明させていただきます。

お手元の資料、監査結果公表事項をごらんください。

指摘事項につきましては、職員の交通事故等についてと長時間時間外勤務についての2つの御指摘をいただきました。

まず、職員の交通事故等についてでございますが、これにつきましては、局長初め各職場の長が出席して毎月行っております職場連絡会議において、飲酒運転の根絶、交通事故防止及び交通ルールの遵守に関する注意喚起を行うとともに、職員がかかわる事故や違反の概況を報告するなど、再発防止に向けた取り組みを徹底しているところでございます。

また、職員からの事故報告や熊本南警察署から管内の死亡事故発生の速報があった際には、その翌日の早朝ミーティングにおいて素早く注意喚起を行っております。

また、毎年秋の全国交通安全運動に合わせて、南警察署から講師を招き、当該地域における事故状況等を踏まえた注意喚起、飲酒運転の根絶に向けた心構えなどを内容とする交通安全研修を実施しております。この9月にも実施をいたしまして、当院周辺の交通事故状況を踏まえた講義を行っていただいたところでございます。

このほか、人事担当者から全職員あてにメールを出すときに、あわせまして、交通安全に関する注意喚起を付記するといった工夫をこれからも継続して行ってまいりたいと思っております。

次に、長時間時間外勤務についてでございますが、特定の職員に業務が集中しないよう

効率的な業務分担の見直しを行うとともに、事務処理方法につきましても、可能な範囲で事務の簡素化を行うなどの見直しを行っております。

ただ、このような取り組みを行ってもなお、人員配置に比して業務量が過大になっている点につきましては、今後、関係部局と必要な調整を行い、環境改善を図ってまいりたいと考えております。

また、やむを得ず月80時間を超過する時間外勤務を行った職員に対する産業医の面接につきましては、既に実施しておりますが、今後も健康指導の徹底を図ってまいります。

以上が、指摘事項への対応状況でございます。

また、先ほど角田監査委員から、決算審査意見として、知事部局と連携した常勤医師の確保や中堅医師の養成、職務遂行上の環境の整備、改善、さらにはアクションプランの確実な実施及び患者数及び医業収益のさらなる増加、また外部評価委員会からの提言を反映させた新たな政策医療の導入及び休止中の病棟の利活用をとの御意見がございました。

医師確保対策につきましては、平成19年度に常勤医師4名が退職し、一時期、常勤医師は3名となりましたが、熊本大学等の協力によりまして、現在は常勤医師5名を確保しているところでございます。今後も引き続き、関係各機関等に対し、常勤医師、とりわけ中堅医師の派遣要請を行うとともに、県ドクターバンクへの登録、ホームページでの募集を行うなど、医師確保に努めていきたいと考えております。

業務遂行上の環境の整備改善につきましては、まず、現在不足しております看護師の確保対策としまして、知事部局と連携した常勤看護師の中途採用並びに新規採用を行うとともに、非常勤看護師の臨機の補充により充足を図ってまいります。

また、医師や看護師等の派遣研修、学会及

び院外研修会等に積極的に参加できるように、さらに勤務体系を整備して、職員の資質向上にもなお一層努めてまいります。

次に、アクションプランの確実な実施、医業収益のさらなる増加、外部評価委員会からの提言を反映させた新たな政策医療の導入及び休止中の病棟の利活用についてでございます。

アクションプランにつきましては、着実に実施しておりますが、さらなる医療サービスの質の向上、医療提供体制の強化を図り、患者数の増加、ひいては医業収益の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、ことし8月に第2回目となります外部委員による運営評価委員会を開催いたしました。その際にもさまざまな意見をいただきました。新たな政策医療につきましても、アクションプランに例示しております思春期医療や地域での生活を支援するプログラムなどについて、関係機関との協議を行いながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

それにあわせまして、休止中の病棟の利活用についても、できるだけ早期に始動できるように検討を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、決算の状況を説明いたします。

本日お配りしております資料のうち、決算特別委員会説明資料を中心に御説明させていただきますと存じます。

決算特別委員会説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

病院の概要についてでございます。

当院は、昭和50年に富合病院として設立をいたしまして、平成9年度に全面建てかえを行い、名称も県立こころの医療センターと改名し、運営をいたしております。

本院は精神科病院で、病床数は200床でございますが、うち10床は、肺結核合併症患者

のための病床でございます。平成20年4月以降、老人治療病棟50床を休止しており、現在は150床で運営をいたしております。

診療科目は、そこに記載をしております4科目でございます。

設置根拠といたしましては、精神保健福祉法に基づきまして、県に設置が義務づけられている精神科病院でございます。

また、経営の形態につきましては、平成20年4月から地方公営企業法の全部適用という形で運営をいたしております。

なお、こころの医療センターでは、4つの基本理念を掲げて医療活動を行っております。

まず、県内精神科医療の中核的機能を有する短期治療型の病院、政策的医療を中心とした高度医療サービスを提供する病院、利用者の人権に配慮したアメニティーに富んだ病院及び地域とのつながりを持った開放的な明るい病院という4つの理念でございます。

このような基本理念のもと、その下の四角囲みにあります医療活動を行っております。

まず、至適入院、これは、入院が必要な患者様に対してのみ入院をさせていくということの実践でございます。

それから、当院の特徴と言えますが、重大な犯罪を犯した精神障害者、措置入院患者の治療を行っております。措置患者の受け入れ状況につきましては、平成22年度末時点で11人でございまして、数といたしましては県内1位となっております。

それから3番目、覚せい剤、アルコール等の薬物中毒・依存症などの専門治療も行っております。

また、当院は、他医療機関からの治療困難患者の受け入れも行っておりまして、入院患者の4割強が依頼・紹介患者でございます。

2ページをお願いいたします。

5番目、熊本県精神科救急医療システム整備事業におきまして、当病院には、精神科医

療指定病院及び精神科後方病院としての役割を担っております。

また、24時間対応の診療体制をとっておりまして、平成22年度は、時間外の入院患者数37人という状況でございました。

そのほか、精神科デイケア、精神科作業療法、夜間外来といった形でも診療の充実を図っております。

それから、患者家族会によります共同住居8カ所の運営などによる社会復帰の支援活動、さらにはグラウンドの無料開放など、施設設備の地域への開放を行っております。

その下の下段につきましては、病院局の組織図をお示ししております。

現在、病院事業管理者、院長以下81名で医療活動等に組み込んでおります。

3ページをお願いいたします。

平成22年度の医療の状況でございます。

図1に示しておりますが、新病院に移行しました平成9年度以降入院患者数は増加してまいりましたが、平成20年の医師の不足によりまして50床を休止したこと、またそれにあわせて新規外来患者の受診を抑制しましたことから、平成20年に入院患者数は大きく減少いたしております。ただ、これにつきましては、平成21年度から、医師の勤務状況を踏まえながら、新規外来患者の抑制を段階的に解除する取り組みを進めておりまして、平成22年度は78.3%の病床利用率になっております。

なお、図2でお示ししております入院患者の平均在院日数につきましては138.9日ということで、県内の平均であります305日と比較いたしますと、非常に短い在院日数となっているところでございます。

4ページをお願いいたします。

外来患者の状況でございますが、こちらも平成9年度以降増加をしておりましたが、やはり平成20年1月以降医師の不足によりまして新規外来患者を抑制したことから、平成20

年度は1日平均外来患者数98.7人に減少をいたしました。ただ、これも、先ほど御説明いたしましたとおり、新規外来患者の抑制を段階的に解除する取り組みを進めており、平成22年度は93.3人と、若干ではございますが、回復傾向にあるところでございます。

次に、経営の状況でございます。

まず、決算の状況でございますが、先ほど局長からも御説明申し上げたとおり、平成22年度の決算につきましては、総収益15億4,100万円余に対しまして総費用は14億9,200万円余、差し引き4,800万円余の黒字となりました。

収入のうち医業収益は7億8,000万円余、対前年度比で2,900万円余の増ということでございます。これは、入院患者、外来患者の増によるものでございます。それから、医業外収益は7億6,100万円余と対前年度比300万円余の増となりました。これは一般会計からの繰入金の増によるものでございます。

それから、医業費用につきましては13億8,500万円余、対前年度比2,700万円余の増となりましたが、これは、看護師等の退職によります退職給与金の増、それから子ども手当の増による増でございます。

5ページをお願いいたします。

表1の決算の状況は、ただいま御説明いたしました決算状況について詳細に表にまとめたものでございます。

それから、一般会計からの繰入金についてでございますが、一番下の表2で整理しております。前年度比で1億6,500万円余の増の9億800万円余となっておりますが、このうち資本的収入の1億5,900万円余は、国の経済対策に伴う施設整備の財源として繰り入れたものでございまして、外壁等の改修及び医療機器の整備等を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。

図4をごらんいただきたいと思っております。

各年度の決算額の推移ということでござい

ますが、純損益及び累積欠損金をグラフ化しております。平成14年度に16億以上ございました累積欠損金も年度を追うごとに減少しております。今回の純利益4,899万円を充てまして、現在約8億1,800万円と減少を続けております。

それから、図5の人件費及び医業収益に対する人件費比率の推移でございますが、人件費につきましては、病床の休床に伴い減少したところでございますが、医業収益に対する人件費比率は118.5%ということで、医業収益よりも人件費が高いという点は恒常的に続いているという状況でございます。

7ページをごらんください。

経営目標と実績値の比較でございますが、当院では、平成21年3月に中期経営計画というものを策定いたしまして、そこで経営の目標値を定めております。表3にございまして、1日の入院患者数の経営目標値を133.0人と掲げておりますが、平成22年度の実績は117.4人でございました。

そのほか、外来患者数、デイケア件数、作業療法件数と、経営目標値を掲げておりますが、この経営目標値の中で達成できましたのはデイケア件数だけでございました。ただ、作業療法件数につきましては96.6%と、経営目標値に近い実績値を残したところでございます。

今後も、医師の確保、とりわけ中堅医師の確保と養成に努めてまいりますとともに、中期経営計画の達成に向けた取り組みを継続してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 以上で病院局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 やっぱり医師の確保、どう

にかめどは立たないんですか、やっぱり。

○田原総務経営課長 一応これにつきましては、熊本大学医学部の方といろいろ毎年御相談はしております。ただ、やはりちょっと医局の方も、やはり人員のやりくりにつきましてはちょっと苦労されているということを聞いております。

○城下広作委員 しっかり頑張っ、もうお願いするしかないですね、やっぱりもう。

○村上寅美委員 もう発言せぬつもりだったばってん、やっぱり決算委員会だから指摘は指摘、努力は努力としてあれせにやいかぬけれども、やっぱり僕はもう前この委員長しとったころから、集中的にやって、相当改善がされたことは認めます。院長を中心に努力もされているということも報告も聞いております。そういう点はあれだけれども、そういう点から、いま一つ言ったのは、さっきちょっと言ったけれども50床というのが20年からずっと遊んどる状況だな。だから、その中でのこの運営だもんだから、どうしても比率がその分収益になってこぬからね、50床遊んどるわけだから。医師の確保も相当大変だろうと思うけど、熊大にお願いしとる。お願いしとるけん来るわけじゃないけど、だけん、やっぱり抜本改革ということが1つ残るわけたいね、この現状では。

というのは、やっぱり一番の問題は一般財源の繰り入れが落ちとらぬわけたいね。経済対策は別にしてもいいから、別にしてもいいけど、だから、これがやっぱり県政の中でも僕らも給料減ずられよるけんね。そういう現状で熊本県もやっぱり一般財源を投資してるという形で、これが落ちないということばね、これが1つ。

だから、トータルで言うと、戦術的に言えば、50床を生かすことを考えないといかぬの

じゃないかなと思うわけだね。その辺どうですか。なかなかだからと言うならば、抜本的なことを考えなくちゃいかぬということだけど、相当努力は認めるよ、前からすれば。努力しとりますじゃあ、これはもう一緒だけん。だけん、マニュアルつくって目標掲げてね……。

○横田病院事業管理者 今、新たな政策医療の部分というのを検討しながら、この50床の部分、どうにか活用できないかということで、今いろいろ考えております。なかなか今すぐお答えできない状態ですけども、できるだけそういう早い時期に……。

○村上寅美委員 強く要望しとくよ。

○横田病院事業管理者 はい。お答えできるようにしたいと思っております。

○藤川隆夫委員長 わかりました。  
それでは、ほかに。

○田代国広委員 これ見て、初めて公立で病院が義務づけられていると知ったわけなんです。実は、何で今まで県がこういった病院経営に手を出すかと、いささか疑問に思っていたんですよ。ところが、これ見て初めて知りまして、大変恥ずかしいんですけども、今の一般会計の繰り入れの件が出ましたが、国が義務づけておるならば、経営の形態は企業法になっていますけれども、そういった繰り入れに対する国の交付税措置とか、そういったのは全くないわけですか。

○田原総務経営課長 一応この病院の事業の経営につきましては、地方公営企業法というのがございまして、一応その中である程度繰入金というのを認める制度になっております。それに伴いまして地方交付税の方でも一

応措置をされておりますし、地財計画でもこの病院への繰入金というのは一応計画されているということでございます。ですから、そういったものに基づきまして、一応繰入金をいただいているというふうな状況にはなっております。

○村上寅美委員 それはいかぬよ、あんたの言い方。それは、そがんなら繰り入れて…

○藤川隆夫委員長 まず、ちょっと。田代委員。

○田代国広委員 経営が将来にわたって決して楽観を許さないような状況じゃないかと思うわけですが、地域によって、例えば、都会の自治体とか、あるいは地方の自治体によって経営のありようが違うというようなことは当然考えられるわけでございますし、恐らく本県の場合は、そういった地方の自治体としての受けとめ方をしていると思いますので、大変厳しい、将来にわたって経営が続くような気がするんですけども、そういった将来に対する不安と申しますか、そういったものは考えなくていいんですかね。

○田原総務経営課長 確かに、先ほどちょっと御説明いたしましたが、一応医業収益で人件費を賄えてないというふうな状況でございます。経営的に言えば、本当に繰入金がないと病院自体が立っていかないというふうな状況でございます。

ただ、そういった中で、やはりいろいろ経費節減、人件費の削減というものについては、これからも病院として一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

○田代国広委員 もう1点、いいですか。

○藤川隆夫委員長 どうぞ。

○田代国広委員 他県の場合、例えば都市部の自治体においては、全く繰り入れしなくても、いわゆる独立採算でやっていっているような自治体もありますかね。

○田原総務経営課長 今のところ繰入金なくて一応公立病院としてやっていけているところは、ちょっと私は知りません。ただ、ほかの都道府県の病院につきましては、やはり——私どもは精神科病院という、いわゆる単科病院になりますけれども、ほかの自治体では結構総合病院ということで、内科、外科、いろんなそういったところで、手術とかそういったところで点数を稼げるような、一応総合病院というのが多うございます。ですから、繰入金の多寡につきましては、それぞれでやはり違うということは言えるかと思えます。

○村上寅美委員 君にちょっと尋ねるけど、努力は努力としても、じゃあ、ほかの県も黒字はないと思うたい、大体一般的には。ただ、やっぱり説明を課長がしたように、やっぱり人件費あたりが、非常に人件費比率が高いと。だけん、こういう高いのもこの50床の影響があるのかなとも思うし、これが稼ぎおれば、また相当変わってくる決算になりやせんかと思うたいね、トータルで。だから、そういう点もあるかなと思うけれども、やっぱり精神科一本と君も言ったけれども、精神科一本の病院も民間にあるんだよ、熊本にも。そういうところはどうしているか、それじゃあ。だから、そういうところと、我々は民間だから、民間と比較をするから、やっぱり行政に甘んじとるわけじゃないけれども、そこはやっぱり一般財源が入ることが当然じゃないかというような態度なら、これはいかぬ



ぞ。抜本的にやりかえないと。やりかえできるよ、本当に。黒字化できるよ、あれすんなら。

だから、20年の僕のとくもそうだったから、これを生かして努力してくれという話をずっとしとったし、おれ、視察も2回ぐらいしたんだから、現場を。それで大分変わってね、明るくなるとし、よくなっているなどということで、きょうも何も発言しないつもりだったけど、やっぱりこの課長の説明がそういうことであるなら、それは抜本的なことをまた考え直さないかぬというふうに思っただけです。もう答弁要らない。要望でよか。

○藤川隆夫委員長 わかりました。

○松岡徹委員 今話があって、私も花輪先生のころ視察に行ったことがあって、自治体病院の倫理綱領というのを読んだことがあるんですけど、やっぱり地域に不足した医療に積極的に取り組むと。この点では、まさにここの医療センターは、そういう立場で頑張ってきて、経営改善にも努力されていることについては敬意を表したいと思います。

そして、今確認があったように、医師の確保はぜひ何とか突破できればいいなと思いますけど、2つだけちょっと質問したいと思いますが、この年度の国の予算でよく言われたのは、診療報酬はかなり引き上げ、予算組みましたという話があったんですけども、実際調べてみると、薬価の関係とか何かで大して末端の診療報酬は上がっていないということが言われたんですけども、この医業収入の中で診療報酬の引き上げは少しはプラスになったのかな、余りなっていないんじゃないかと思いますが、その点はいかがかと。

それから、交付税の問題で、普通交付税に病床の充足率というか、それを掛けてやるような仕組みになっていると思うんですよ。私はこれは、交付税の本来のあり方からして、

財政調整機能とか財源保障機能、これが交付税なんで、一番やっぱり弱いところに、いわばそれを掛けて算定するというのはそもそもおかしいなと思っているんですけども、病院経営をなさっている皆さんの立場から見て、その2点については、22年度はいかがだったのかなと、ちょっと教えていただければと思います。

○田原総務経営課長 最初に、診療報酬改定の影響でございますが、一応これにつきましては、当病院におきましては一応800万ほどの増収効果が……。

○松岡徹委員 そがん上がったですか。

○田原総務経営課長 はい、少しは上がっているということでございます。

それから、地方交付税措置でございますが、以前のことはちょっとよくわかりませんが、現在は病床割といいますか、一応病床数に応じて交付税単価というのは定めているというような感じでございます。

○松岡徹委員 病床の充足率というのは掛けてないんですか。たしかそうなのははずだと思います。

○田原総務経営課長 はい。

○松岡徹委員 これはやっぱり現場からも、それはちょっと声を上げて、国に。そういうこそくなことをしないで、やっぱり交付税の本来のあり方で算定するというふうにするべきじゃないかなとかねがね思っているものから、ちょっと申し上げておきたいと思います。

○早川英明委員 私も、さきにおっしゃいましたけれども、それに少し関連ですが、皆さ

ん方、わからぬかというふうに思いますけれども、これは財政課に聞かにゃわからぬのかなと思いますけれども、実際この県立病院に対して交付税が大体どのくらいきよっとですかね。

○田原総務経営課長 一応私どもがいただいております繰入金に対して約半分ぐらいと聞いております。交付税として措置されているのは半分ぐらいと聞いております。

○早川英明委員 ということは、ここに繰り入れを一般会計からされとる分の半分ということですかね。実際この、今の繰入金の半分が一般会計から出ているという計算になるわけですね。

○田原総務経営課長 単純に言えば、そうなります。

○藤川隆夫委員長 早川委員、よろしいですか。

○早川英明委員 はい。

○藤川隆夫委員長 ほかにはありませんかね。

なければ、これで病院局の審査を終了いたします。

ただ、今各委員から指摘がありました医師の確保の件、また、一般会計からの繰入金が入っているということを重々認識しながらの運営に当たっていただきたいという話もありましたので、その部分も踏まえて病院局の経営を行っていただければと思います。

御苦労さまでございました。

次に、次回は第4回委員会となりますが、10月24日月曜日午前10時に開会し、環境生活部と教育委員会の審査を行うこととしておりますので、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

げます。

それでは、これもちまして第3回決算特別委員会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでございました。

午後2時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長